

# 第6回動物園条例検討部会

## 会 議 録

日 時：2020年7月10日（金）午前9時30分開会  
場 所：Web会議システム

## 1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆さま、おはようございます。円山動物園経営管理課長の佐々木でございます。これから第6回動物園条例検討部会を開催するにあたりまして、事務局からいくつかご案内をさせていただきます。

1点目は議事進行についてです。直前で大変申し訳ありませんでしたが、昨日夕方に議題の変更についてメールをさせていただきました。のちほど、その経緯も事務局から説明する予定ですが、議題の1つ目に条例の構成に関するお話をさせていただき、その後、予定しておりました動物福祉の項目についてご議論いただきたいと考えております。また、本日は議題1が終わりましたら10分程度休憩を入れさせていただきます。

2点目、欠席委員についてでございます。本日は、福井委員が所用のため欠席となっております。

それでは、ここからは金子議長に議事進行をお願いしたいと思います。金子議長、よろしく願いいたします。

## 2. 議 事

○金子議長 今日の議題の予定を変更しまして、というのは、条例の構成についてかなり重たい議論をお願いしなくてはならない、ということがあります。

前回、諸坂委員から全体の中で第2章のボリュームが大きいということと求める内容もレベルが高いものがあるということがご指摘あったところですが、その辺をどうするかということと、事務局からも説明があると思いますが、指導などといった管理監督のことを新たに設けるかという話がありますので、基本的な構成に関わる部分として、かなり重たいテーマとしてあります。

ここについて、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（森山調整担当係長）事務局から説明させていただきます。資料は昨日追加いたしました資料4になります。画面にも映し出しますのでそちらをご覧ください。

前回、諸坂委員からもご指摘があり、その後そのご意見の趣旨を再確認させていただいたうえで、事務局でこれまでの部会の検討経過を振り返り整理いたしました。

第1回の会議でまず条例の構成として、1章から3章に分け、総則を第1章、円山以外の施設も含めた動物園のあるべき姿を第2章、そして円山動物園について定める第3章という枠組みで検討していきたいということと、これをやらなければ条例違反とするものではなくて、ここに書かれている、「ここ」というのは動物園水族館の定義に書かれた取組を指しますが、調査研究や保全に関わる取組などをやっているところは、条例の対象になるので、条例に基づいた取組をしなければならないという制度設計をしていきたいことをお話しし、検討をスタートさせたところです。

委員のみなさんからいろいろと条例に対する思いなどご意見をいただきましたが、その中で、条例の条件を満たすか検査し、市民動物園会議などに報告するなど市民が監視できる規定を設けるなどの制度設計が必要ではないか、また、罰則規定はないとしても、不適

切な動物園について、例えば発意表明できる制度が必要なのではないかというご意見をいただきました。これらは実効性の担保の視点での議論をいただいたわけです。

そして、第2回でどのような方向になったかという、施設の適合不適合を判断するには具体的基準を設ける必要がありますが、動物福祉が社会一般で認知されていない現状では慎重になったほうがよい、今後の検討として、例えば5年後に見直しを検討するなどするのも一つのやり方である。意見表明を行うためには調査が必要になるが、その辺の仕組みはまだ早いのではないかと、時期尚早ではないかという意見がありました。

それらの意見を受けて、第3回会議では、動物園の役割や動物福祉を明確化し、動物園を社会で支える仕組みを作ることを目的に条例を制定し、社会一般にその普及啓発を進めることとしよう、社会情勢や運用状況を踏まえ、意見表明権や罰則規定などの必要と考えられる規程の改正をしていく方向で考えていくこととなり、一旦、ここで管理監督のない形で検討していくことで確認していたところです。

その状況で整理していなければならなかったことがあったと事務局で気づいたところなのですが、具体的基準を設けて、対象施設を管理監督できないのであれば、市域の事業者に対して事業の実施内容に関する実体規定、これをしなさい、あれをしなさい、現在の盛り込む内容案の第2章の部分を求めることはできないという状況です。求めても実行する仕組みが今のところ盛り込まれていないところです。

管理監督しない方向なのであれば、総則と円山動物園のことを定める条例という整理のうえ進めるべきところでしたが、その後4回目以降の会議では、動物園水族館はどうあるべきかという視点で理想的な姿をイメージしてご議論いただいてきたところでした。

事務局としては、管理監督しない制度設計の中に合わせた内容に整理していく必要があると考えていたところですが、部会の検討の流れから「対象施設は、条例内容を守らなければならない」とするのであれば、対象とする施設を決める具体的基準、管理監督する制度が必要となってきます。現在の動物園等の定義では、対象施設がわからないという状況になっています。実体規定に対して管理監督する仕組みとして、例えば指導・勧告といった方法が考えられますが、そういった制度を考えていくということが必要となってきます。そのうえでの課題としては、対象施設をどう決めるのか、適用範囲はどうするかがまず1点目として考える必要があります。例えば、「定義に該当するところで施行規則に定める施設をいう」とする決め方があるのかもしれませんが。また例2としては任意の登録制のようなものを作る方法です。それにはこの条例に登録することで何らかのメリットがなければならないと思いますが、そういった制度も合わせて取り入れたうえで任意の登録制という形で要件審査をして登録をすることで対象施設を決めるという方法があるかと思います。そういったことを考えたうえで指導勧告するといった制度を作っていかなければならないということがあります。

課題の2点目としては、指導する際の基準をどう決めるかというところです。これについては、例えば動物福祉の向上に努めていないということ判断するためにどういった基準を定めるのかというのがかなり難しいところだと思います。その基準をつくる目途がつけ

ば指導勧告というものも可能ではないかという考えもできます。今日はその辺についていろいろとご議論いただければと思っております。諸坂委員にもこの点の制度設計に関しましては解説をいただければと思っております。

○金子議長 今事務局からお話があったとおり、少し各章ごとに個別に議論をしてきてかなり盛り上がった非常にいい議論ができたかと思いますが、全体を通して見たときにやはりちょっとボリュームが多すぎる、あるいは管理監督、指導・監督といった仕組みがすっぱり抜けているということで、ここで一回全体を通して再整理・再構築したほうがよいのではないかというご意見もございました。当初は、管理監督をするような条例ではなく理念的に札幌市が考える動物園水族館のあるべき姿というようなものを条例で示していくという考えがあったと思いますが、今説明があったとおり、個別にいろいろ考えていく中でこれらの実効性を担保していくためには、ちゃんと適用される範囲を明確にして、指導勧告するという仕組みを入れるべきではないかということです。きょうはこの辺をみなさんからお一人ずつご意見をお伺いしたいと考えているのですが、まず、この前段に諸坂委員から条例の基本的な考え方についてお話をいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○諸坂委員 了解しました。まず、最初にお断りしておきますのは、別にみなさまの一生懸命議論してきたことに水を差す話ではなくて、どの条例づくりもそうなんですけれども、いろいろな方向から議論をしてくるとこれもあれも盛り込もうといろいろなアイデアがテーブルの上に乗っかってきます。それをちょうど食材に例えるならば、まな板の上に食材がわさっと乗っかる状態で、とりあえずこれは2章に置いておきましょう、これはとりあえず3章ですねというふうな形で今まで議論してきたわけなんですけれども、そろそろ条例検討も中盤に差し掛かって、どういう順番でどういうことを検討していこうかというのをもう一度洗い直す必要があって、立法事実の成熟化の検討といいます。最初に立ち戻ってこの条例が何を目指しているのかというのを押さえておかないといけないかなと思うんですね。まずは、この条例というのは、円山動物園のボトムアップを考えるんだと、円山動物園を動物に主眼を置いた日本一の動物園にすべく法制度をしっかりとするというところが第一義的なターゲットなのかなと思うんですね。そしてそれだけにとどまらず、一番最初に事務局からお示しいただいた1ページ目の1章総則、2章市内対象施設の規定というこの2章のところに市内対象施設を一応規定して、動物園の総論的、動物園とはこうあるべきだという第2章があって、第3章円山動物園という構成で今議論を進められているんですけれども、前回の会議で全体を私が見た感じで、ちょっと2章のボリュームが大きすぎると思いました。結局、政策は誰に対してどういうことをしたいのかをまずは押さえてから、どういうふうにアプローチしていこうかというのを考えていくときに円山動物園がメインターゲットだということはわかるんですけれども、円山動物園以外の市内の動物取扱業者に対してターゲットにするんだ、第二次的なターゲットにするんだといったときに、第2章のボリュームだとほとんど入ってこなくなってしまう。ターゲットがいなくなっちゃう。むしろ、第2章でいう動物園とか動物取扱業者がこの条例のターゲットですよとい

うと、例えば悪意のある者だと「うちは関係ないから」とか「うちはこれやらないから」と言って「私はこの条例の適用外ですから」というふうに逃げられてしまいます。ですから第2章で規定されていることは、動物園とはどうあるべきかという理想をきちっと書いておいて、第3章でそれにプラスアルファが円山動物園という制度設計になるわけです。今までは動物園とはかくあるべきというところを議論してきたわけですが、今我々の議論で抜けているのは何かというところの条例の適用範囲が抜けているんです。この条例の適用範囲は第2章にいう動物園だと言ってしまうと「うちはこれには該当しません。したがってうちは本条例の適用範囲外です。規制対象外です。」というふうに逃げられてしまうので、この条例の適用範囲は、例えば、「動愛法の第一種動物取扱業者のうち〇〇と〇〇を除くもの」というふうな書き方をして、例えば〇〇にはペットショップや実験施設を入れるとか、動物園条例から適用除外するものを想定しながら、まずこの条例のターゲットは動愛法でいう第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者としておいて、条例の適用範囲を定義し、かつそれに該当する事業者は第2章というところの動物園の各規定を遵守するよう、努力規定でもいいですからボトムアップを図るというふうに設計しないといけないのかなと考える次第です。

今私がお話をしたいのは4つポイントがあって、一つ目のポイントが第2章のボリュームが重すぎる、円山を除く市内の対象施設に対するオーダーが高すぎる。そこをもう少し下げないといきなりギアを3つくらい上げるような条例になってしまうというところですか。それが一つです。

二つ目が、この条例の適用範囲がまだ定まっていないので我々の共通認識の中ではちょっと問題のある施設は将来的には規制していきたいなというところはあるかと思うんですが、そういう事業者が一応頭の中では想定されていて、彼らが脱法、逃げられないようにするにはどういう設計をしたらよいかと考えると、まずひとつの条件としては、確実に事業者である以上、第一種動物取扱業者の許可を取っていますので、そこをまずは条例の適用範囲として、そういう対象事業者は第2章でいうところの努力規定ですが、こういったことをやらなければならないんだということを市として公式に宣言するってこういう設計が必要なのかなというところですか。

三つ目のポイントがその管理監督体制がないという中で、円山を除く市内対象施設に対してはどういうふうなアプローチをすればいいのだろうかというところがまたこれから議論しなければいけないところです。基本的に公共政策の観点で公的アプローチという権力的なアプローチか非権力的なアプローチか、この2つしかありません。権力的なアプローチという処分する、営業停止処分とか営業免許取り消し処分とか、あるいは処罰、という懲役2年とか罰金というふうな処罰を置く、これが権力的アプローチです。この権力的なアプローチというのはこの会議発足当初から時期尚早であるという観点で最初からテーブルには乗っていないので、必然的にこの条例で検討すべきアプローチとしては非権力的アプローチということになります。非権力的アプローチでいうと、代表的なものが行政指導というのがあります。行政指導というのは実は法的根拠がなくてもできるというの

が行政法の一般的な理解になってしまっていて、事実行為というのですけれども、法的根拠がなくても行政としてこれはまずいと思うのであれば、市・行政の観点からお願いレベルですけれども意見表明することはできるので、実は、この条例でなくても行政指導はできるのですけれども、住民の代表機関たる議会が制定した「条例」に基づいて行政指導という事であれば、それは市の住民との最高意思として重みが加わると考えます。あともう一つ考え得る非権力的アプローチとしては、行政協定というのがあります。本市における動物取扱業者に対しては、市のこの条例に基づいて〇〇協定を締結しなければいけないというような形で協定を結ばせるというのがあります。この協定の中に遵守事項をある程度設けていくというやり方です。その遵守事項に合致してくれれば、何らかの支援をしますとか何らかの補助を出しますというようなやり方がある一方で、その協定に違反した場合には制裁金として、当該事業者の年商〇%を課すという条項を盛り込むことも有効です。これが非権力的なアプローチということでございます。協定とは別に、優秀な事業者あるいはこれから条例の理念に適った事業をやりたいというような人たちには一定の支援策を設ける。その支援策を受けている事業者を優秀な事業者とかこれから頑張ろうとしている事業者にスタートアップ的な補助金をもらってる事業者さんは市が公式に公表する。ブラック企業を公表するとこれは措置命令・公表措置といって権力的なアプローチになってしまいますが、ブラックではなくホワイトを公表するという方式ならば、そのリストに載っている業者さんは優良企業ですから一種の宣伝効果にもなります。でも裏返しに言うとホワイトに載っていないということはブラックだというふうに間接的な印象を与えることもできます。「公表」という手段もホワイト・優良企業を載せるのがいいと思います。3つ目のポイントは非権力的なアプローチをどういうふうにもこの条例に盛り込むかという話です。

あともう一つ最後ですが、この条例は動物福祉をちゃんとやりましょうとか、域外保全をちゃんとやらなきゃならないとか、環境教育をしなきゃだめだとかこういうお題目だけを載せているわけですが、具体的にどういう動物福祉基準でやらなきゃいけないのかとか、域内保全に対してどういうふうなことが遵守事項・留意事項なのかという具体的な数値を入れた基準というのをつくらないと条例だけが空文化、絵に描いた餅になっちゃいますので、その条例の下部規範として施行規則とかガイドラインとかを作らないとこの条例は実質的に機能しないことになると思います。ただ、このガイドラインを条例の成立と同じタイミングで制定できるかというところとちょっと時間的に難しいのではないかと考えます。条例をこれからこの検討会で起案して、親会議の方にあげて、さらに法制課とか財政課とか職員部局とかいろんなところと折衝して行って条例案が固まる。条例案が固まらないと施行規則も固まりませんので、そういうふうな作業をスケジュール的なものを見ていくと、ちょっと条例と同時に具体的な数値も入れたガイドラインまで作り上げるのは時間的に難しいかなというのがあります。ですから、これは私見ですけれども、条例をまずしっかり作る、スケジュール通りに条例をまず制定させる。それで、約1年間くらい時間をかけてガイドラインをきちっと作る。それも動物園全般といったざっくりとしたガイドラインではなく、例えばゾウとかキリンといった種ごとの飼育・管理、繁殖、展示等に関するガイドライン

を、それぞれの有識者の方々からご意見や情報を聴取しつつガイドラインを作る。あともう一つ、一年間ずらした方がいいと考えるのは、結局そのガイドラインができないと行政指導もできないということになるんですけど、この一年間の間にガイドラインをつくと同時にこの一年間の間に今の市内の事業者さんたちにその自分たちの力・意識で自分たちの事業を見直してもらい、意識改革をしてもらうという時間を取ってあげないと、昨日までは許されたのに条例ができたから今日からだめですという現場が混乱する。昨日までよかったのになんで今日からだめなんだ？というふうに結構市に対してクレームとか批判とかこういったことが出てきてしまうとやっぱりそれはマネージメント上持続可能性のある制度設計になりませんので、実現可能性と持続可能性の両方がきちっと車の両輪のごとく設置できていないと実効性のある制度設計とはいえません。まずは条例としてはきちっとつくる、条例ができる前の段階で住民説明会とかパブコメとか我々の何人かが出てシンポジウムやるとか普及啓発をする。あるいは利害関係を持つ事業者にはちゃんとヒアリングをするというようなきちとした対応をしたうえで、条例をつくり、かつ、この条例が実際具体的に発動するのは、約半年後ですよ、一年後ですよ、というふうなタイミングを設けておきながら半年ないし一年間の中で普及啓発を徹底的にして、支援できるところは支援するというような形で条例制定から一年というタイミングの中でガイドラインも完成するとそこから実効的に条例がスタートする、とこういうふうな設計にしたほうが市の担当の職員さんの負担が少なくいいのかなと思っていますところです。最後四つ目のポイントというのは、条例を制定するのと同時にガイドラインをつくるのは現実難しく、普及啓発の観点もあるので、一年間タイミングをずらして、ガイドラインはガイドラインでまた策定委員会というのを別のメンバーを入れながら作っていくのがよいのではないかと考えているところです。私の方からは以上です。

○金子議長 ありがとうございます。このあと諸坂委員からご提案いただいた4項目についてご意見なり、アイデアなりいただきたいなというふうに思っているんですけども、確認をさせていただきますと、まず第1点目としては第2章のボリュームが大きい、これを少し小さくしたほうがよいのではないかと、それから求めるオーダーが高すぎているのではないかとこのポイントですね。ここがまず第1点。

それから第2点は、条例の適用範囲がはっきり明確ではないという点ですね。私からちょっと質問ですが、この適用範囲はどういった基準で適用範囲を決めたほうがよいというあたりは諸坂委員の方でアイデアはありますか。

○諸坂委員 はい、条例とか法律とか作っていて、こっちが取っ捕まえてやろうという対象者が逃げられちゃうというのが一番まずいわけですよ。平たく言うと、あいつを逮捕しようとして条例を作って、条例の作り方が下手だと犯人に逃げられちゃったという困っちゃうわけですよ。例えばオレオレ詐欺を規制する条例をつくりましょうというときにオレオレ詐欺の定義をしても意味がなくて、「オレオレ詐欺とはこういうものをいう」といって、それを規制しますっていても、その定義規定からちょっと外れるようなことを僕がやれば条例の適用を受けなくなってしまうわけですよ。だから動物園とはこうだという

ことを今我々一生懸命定義しているわけですが、**「俺、動物園じゃないから」**といわれるとこの条例の適用範囲外というふうに相手方に言われてしまうので、我々がこいつを取っ捕まえてやろうとか、こいつは将来的に規制してやろうというような対象を今の我々の定義規定のやり方ではない形で漏れのないような概念というのを作らないといけないんですよ。そうするとこの条例というのは動物ファーストの観点で議論しているわけですから、およそビジネスとして動物を扱っている人たちとなると、動愛法の第一種動物取扱業者になると思うんですね。あるいは、保護犬保護猫の活動をしているような人たちはNPOで非営利活動団体なので、これは動愛法の第二種になるんですよ。第二種の彼らまでを動物園というのに遵守させるかどうかは、それはまたちょっと議論しなければいけないんですけども、今いろんな保護犬とか保護猫とかやっている団体が動物虐待をしてしまっているところもありますし、多頭飼育崩壊を起こしているところもある。あるいは寄付金詐欺と思しき団体だってある。従ってこの条例の中に、動物福祉に関する条文を作成し、それに上記のような団体に遵守させるというのは、札幌市における動物行政としては、全国に先駆けてボトムアップを図ることができるかと考えるわけです。ただ、さっきも言いましたけども、第一種の事業者の中でも、ただし〇〇と〇〇を除くという書き方をしておけば不協和音が発生しないように設計することができるというところですよ。

○金子議長 ありがとうございます。今の2点目は条例の適用範囲を明らかにすべきで、その対象は動愛法の第一種動物取扱業者というのが、諸坂委員のご提案ということでよろしいですか。それでは、次の3点目は管理監督体制がないということで、これについては設けるべきで、なおかつ非権力的な形でということで行政協定や行政指導といったような形を含めるということですね。それから4点目が基準・ガイドラインを条例とは別に一年後くらいに策定してはどうかというような4点ということではよろしいでしょうか。

○諸坂委員 はい、おっしゃるとおりの4点です。

○金子議長 はい、ではこの4点ご提案いただきましたので、この4点についてですね、それぞれきょうはみなさんからご意見をまずいただければと思います。なかなかかなり重たいテーマでもありますので、まずはみなさんがどのようにお考えになっているかということをお聞きして、それを踏まえて次の部会のほうで再度検討するような形になるかと思っています。みなさん全員一致というふうになれば、その方向でということになるんですけどもまずはお一人ずつご意見をいただければと思います。ではまず最初に伊勢委員からよろしいでしょうか。

○伊勢委員 条例、法律のつくりというのは私も詳しく存じ上げてないので、どこに何をいれていけばよいのかは諸坂委員を中心に作り上げていただけるのが非常にありがたいなと思っていました。全体通して第2章が大きい、これは確かに円山動物園を想定して条件設定をしたものが非常にたくさんありますので、他の施設には当てはまらないけど円山には当てはまる、そういうところもあるので、そういうところは第3章のほうに色分けしていいんじゃないのかなと第2章見ていた時にちょっと感じてはいました。ただ、今あらためて見てみますと動物園水族館というのはこうあるべきというのがこの第2章には謳われ

ていて、全部必要なことであることは確かであるんですよね。レベルをどうするかというところで先ほど諸坂委員が言われていた第一種動物取扱業者というところを括るとするとやっぱりかなりハードルが高い、レベルが高いものだろうなと思いますので、その内容の振り分けっていうのを今後やっていく必要があるんじゃないかなと思います。その先に、それをやっていく目的として最終的に行政指導というところまで付け加えたものにしていくのか、そもそも一番最初の話の出し始め、最初の目的の円山動物園はこういうふうに進むよというためのものとして設定をする前提で進むのかによっても内容の精査っていうのは違ってくるかなと思いました。第3章の円山動物園については非常に高いところを目指すんだよという設定をしていくことは私もいいなと思っていますので、第2章から第3章へ円山動物園に限ってはこうだよというところを見直しすれば第2章のボリュームも小さくなりながら他の施設に対する該当枠・対応枠というのも広げられるのではないかなとざっくりですけどそんなイメージを持ちました。

○金子議長 はい、ありがとうございます。今、伊勢委員からもご指摘がありましたけども、この条例の適用範囲をどこまで対象にするかによって2章の書きぶりもかなり変わってくると思いますので、まず最初に条例の適用範囲についてどうするのかについてみなさんから意見をいただいた方が次の議論に進みやすいと思いますので、伺っていきしたいと思います。まず伊勢委員に伺いますが、先ほど諸坂委員からは動愛法の第一種動物取扱業者という話がありましたけども、この条例の適用対象というのはどこだというふうにお考えでしょうか。

○伊勢委員 私は、罰則などは考えていなくて、円山動物園と定義に該当するのは札幌市の中ではJAZAに加盟する施設くらいかと思っていました。まずその条例づくりを進めて、その次の段階で細かい部分も含めて見直しということを図っていけばよいのではと考えていた。市内の動物の取扱いが悪いところがあったとしても、そこは第一種動物取扱業者の管理監督者は、札幌市の動物管理センターなので、その指導のもとにどうするかというのは、市民の意識レベルが変わっていけば、そういうところはおかしいんじゃないの？となっていくと思うので、そこよりも円山動物園はまずこういう状態で襟正して進みますよ、それに準じて定義に該当する施設もそっちの方向で進んでいきますよと、札幌市の動物園水族館というのはその方向で進みますよというのが前段の話、それを目的とした話ではなかったかなと思います。まずはそこを整えるというのが前提ではないかなと思います。

○金子議長 最初のご議論のときはそういう話が出ていたと思いますが、具体的に動愛法の第一種動物取扱業者を入れることになると、保全を目的としないような施設も適用となるかどうかということがポイントになってくるのかなと思いますが、伊勢委員は円山動物園ともう1施設くらいが適用になる条例と考えているということでしょうか。

○伊勢委員 そうですね、第一種動物取扱業者となると猫カフェやフクロウカフェとかも含まれた中で、動物園の定義から判断して、端からそういう施設は動物園水族館ではないという扱いになるので、そうなる動物の取扱いが悪い施設も動物園水族館ではないとい

うことになってしまうのではないかと思いますので、まずはそこよりは、市長が変わろうが誰が変わろうが、札幌市の動物園水族館はこういう方向でこうあるよという地固めが必要なのではないかと思います。

○金子議長 それでは、そのところにポイントを絞ってみなさんのご意見をお伺いしていきたいと思いますが、小菅委員いかがでしょうか。

○小菅委員 今の対象とする範囲ですが、伊勢委員がお話になったとおりで、札幌市が考える動物園とはこういうものですよということをきちんと規定して、それ以外は動物園とはいいません、動物園ではありません、という認識を市民の共通事項にもっていくことができれば、必然的に条例で除くようなおかしな動物園らしきものには市民が行かなくなって、淘汰されていくというそういう気の長いことを頭の中で描いていましたので、対象範囲というのは、現時点では〇〇動物園、〇〇水族館と旗を掲げているところだというふうに私はこれまでもずっと考えてきました。新たにつくるという人がでてきた場合に、動物園というものをつくりたいって言った場合には、札幌市にはこういう条例がありますので、これに基づいた活動が義務付けられますよというようなものになっていけばいいのかなと思っていました。今の諸坂委員のお話をきょう聞いていて、札幌市が保全を目的としていない施設をすべて対象にして保全の活動を進めていくことよりも、保全を目的とした施設をもっともっとより良くしていった方がいいと私は思っているので、動物園という旗さえ掲げなければ特段咎めることはない。ただし、市が規定している動物園の形をしっかりと示すことによって、市民の意識が変わって社会的な防衛のようなものができて、それがあから今私たちが思っているおかしな動物園についてはだんだんと衰えていくというふうにいけばいいなと思っている。

○金子議長 ありがとうございます。それでは、続いて黒鳥委員いかがでしょうか。

○黒鳥委員 今言われていた第2章が多すぎるという点については、札幌市がちゃんとやるのであればいいと思いますし、ボリュームもちょうどよいような気がしています。適用範囲については、動愛法の第一種動物取扱業者ということで、札幌市がはじめて条例を作るわけですので、対象が円山動物園ともう1施設という状況のようですが、第一種を意識してそこが高いところを目指す意味でも、札幌市が作ったということで全国に広がっていくということがわかっているわけですから、円山動物園の意識なり、日本の意識が変わっていったってですね、おかしな動物園がだんだんなくなっていくということをかなり期待しています。そういったことから、対象の範囲というのは第一種でいいのかなと思います。

○金子議長 今の黒鳥委員のお話では第一種が適用範囲でよいということでしょうか。

○黒鳥委員 はい、そのような感じでいます。

○金子議長 わかりました。それでは他の部分はまたあとで伺いたいと思います。佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 私は、第2章というのは札幌市内の動物園水族館だけではなく、いろんな動物を扱う施設全体が意識レベルを上げていくための話だと思っていたんですが、漠然とした網のかけ方では条例としては成り立たないんだなということがわかったのですが、どう

すれば効果的な有効的な網のかけ方ができるのかは迷っています。

○金子議長 佐藤委員としては、レベル的には3, 4段階あると思うのですが、一つは円山動物園ともう一つの施設、それから大規模な動物との触れ合いをやるような施設、それから先ほども話が出たような猫カフェやフクロウカフェといったような小規模な動物を飼っている施設、もう少し小さいところもあるかもしれませんが、どの辺まで対象にするかいいんじゃないかとお考えでしょうか。

○佐藤委員 少なくとも大規模施設までにはなんとかして意識してレベルアップを一緒にできるような形になればいいなと思います。

○金子議長 そうすると動愛法でいう第一種動物取扱業者は対象とした方が良くはないかということですね。

○佐藤委員 はい、そういう形で盛り込めるのであれば、ただ、後半の話になると思いますが、管理監督ということの関係でいうとそれができるか、という疑問を持っています。

○金子議長 ありがとうございます。それでは異委員いかがでしょうか。

○異委員 一番最初にそこを取り締まれるのかといった話があったと思うのですが、でも、最初それを言っていると取り締まれるのはなんかだから、円山動物園ともう一つの水族館だけみたいに落ち着いていったので、範囲に入れることで縛れるなら一切合切そうして欲しい、動物のためにそうして欲しいというふうに思っています、理想論としては、円山動物園が高みを目指すことで、みんな高みを目指していけばいいんですけど、そういう人たちは高みを目指さないで。それであれば、アプローチは必要だと思うんですね。市民からのアプローチでもいいんですけど、市民がそっちを基準に考え始めるとなんか違うことになっていってしまうと思うので、動物園ってこういうものだよ、動物はこういうふうに扱うものだよというふうにちゃんと知らしめておく必要があるというふうに考えます。私は第一種だろうが第二種だろうが全部入れてしまいたい気持ちではあるのですが、それが制度的に無理なのであれば第一種だけでも入れていただければと思います。

○諸坂委員 横からすみませんが、ちょっと議論がずれてきちゃっているんで、ちょっとお話をさせていただければと思うんですけども、制度的に無理ではないです。要するにこちら側がやる気があるかないかだけなんです。小菅委員もおっしゃっていましたが、円山が高みを目指せば他もちゃんとそれについてくるということはまずありえないです。なぜかというとなら官と民は違うという意識が確実に国民の中に浸透しているんで、札幌市がどんなに頑張っても、「うちらも頑張らなきゃ」というモチベーションにはならないです。で、もしここで、札幌市立●●動物園、●●水族館がこの条例の対象ですという場合には、もうすでに箱物条例がありますので、この箱物条例に毛が生えたものになるだけです。福井委員とか遠井委員とか色々議論されてきたようなことはまず絵に描いた餅になると思います。もう一つ、官と民は違うので、札幌がどんなにいいものを作ろうが俺たちには関係ないというのが働きますから、まず行政の設置する園館がボトムアップされても民のボトムアップにはならないということは、これはまずはっきりとお話しさせていただきます。と同時にもう一つ言えることは、無勢に多勢という言葉がありますが、札幌の設置す

る園館は確実に1館とか2館しかないわけです。ところがいわゆる札幌市内の動物の取り扱い業者というのは、数百あるわけですね。この数百ある動物取扱業者が金儲け主義の面白い、おかしい、可愛いを見せているものであれば市民のボトムアップにはならない。100あるうちの2つしか違うものを展示していなかったら、その2つに国民の意識が向くことはまずないです。もう一つ、今の伊勢委員、小菅委員のお話を、延長的に考えていくと、札幌市内にいる動物だけを守ればいいんだという考え方になります。でも札幌市内の園館にいる動物だけが福祉的なレベルが上がって、あとの施設にいる動物はどうなってもいい、とまでは言わないとしても、そこの民間の施設にいて餌付けとか何かされているような動物は、とりあえず市としては関係ありません、どうなろうが構わない、というような制度設計になってしまってもいいのか、という話をここで挟ませていただきます。

○金子議長 では、小菅委員、どうぞ。

○小菅委員 私は、円山動物園がこうやれば良くなると言ったんじゃないです。札幌市が考えている動物園はこういうもんだ、ということをしかりと明示して、そして、円山動物園はさらに上を目指す、という方法でやることで、しかも動物園とはこういうものだというをしかりと規定することをもって、それ以外のものは動物園ではないんだということを市民にしかりと伝わればいい、というふうに思っているのです。そしたら市民の方で同じ動物園だと思わない。それで、市民がどちらを選択するかということだと思えます。動物園の方を選択するのか、野生動物を飼ってただ面白おかしくやっているところを選択するのか、その問題になってくると思うんです。それが問題なんだということをしかりと市民に提示することがこの条例なんだとずっと私は考えてきたので、そういう意味で先ほど発言をしたんです。円山動物園さえ良ければ他のところはついてくるというのは私もそれはありえないと思います。ただ、劣悪な施設が動物園を名乗ったときに、そこは違いますよとしかりと言えるようにしておければ良いかなと思います。そういうのが私の発言の趣旨です。

○諸坂委員 その場合には、動物園を名乗らなければ何をしてもいいということになるので、脱法行為を誘発させてしまいます。結局、動物園とは斯く斯く云々だというふうになんかに高い概念を提起しても、現段階での国民の認識とは相当のギャップがあるわけですから、動物園と名乗ろうがサファリパークと名乗ろうが、結局は、同一線で見ていますし、むしろどちらの方が楽しかったか、面白かったかと聞かれれば、餌付けさせてくれた方とか、一緒に記念撮影させてくれたほうという動物園を名乗らない方がメジャー、多数派になってしまう危険性もあります。

○小菅委員 でも、今国に動物園を規定する法律がない以上、そしてそれを自治体レベルでやっていくということは、その範囲の中だけでも動物園とはこういうもんだと規定していくことが重要なことではないかと思うんですよね。今全くないですもんね。だから国民は全く、特にマスコミがひどい、マスコミに至ってはね、動物の取り扱いが悪いところをこんなに楽しい動物園と紹介しているんですよ。そんなところに行ってマスコミにいくら話をしても、「いや、だけどあそこは動物飼っているから動物園ですよ」というレ

ベルに今のところなっているんですよ。それを、そうではなくて動物園とはこういうもんなんだとしっかりとした公が規定するということが今までやってこなかったわけだから、円山動物園の最初の使命なんだというふうに思っているんですけど。

○諸坂委員 そうすると例えばマスコミが飼育環境の悪い施設を「動物園」と紹介したときに、市の方から「あれは動物園と言わないでください」というときに、これは名称独占規定というのですけども、「この条例において動物園とはこういうふうに規定して、こういう施設しか動物園と名乗ってはいけない」という規定を設けなければならない。しかしこれでは規制行政になっちゃうんですよ。事業者の屋号に対して規制を加える。例えば、弁護士というのは名乗れないんですよ、国家試験を通らなければ。医者も名乗れないんですよ。札幌市としては定義で動物園とはこういう施設ですよと言っていますけども、これ以外は動物園とは名乗ってはいけないという条文を作る予定はないので。すなわち現段階では、規制行政はしないという前提となると、動物園とはかくあるべしと規定しても、「だから何？」と言われるだけなんです。じゃあ、「名乗っちゃいけないんですか？」と聞かれたら、「そんなことはないですけども…」と引き下がらざるをえない。

○小菅委員 そこを引き下がらない方法はないんですか。札幌市ではだめなんですよと言うことは。

○諸坂委員 だめですね。だから私が何度も言ってるのは、この条例の適用範囲というのは、この条例の適用範囲と言うのは、市立の園館だけではなくて、市内の、動物を少なからず動物園のごとく展示している事業者を全部という規定の仕方、定義のかけ方をしないと厳しいです。伊勢委員もおっしゃった、市の設置している園館だけだと言うことになってくると、もう既に設置条例があるので都市公園法に基づき設置条例があると思いますから、そことの整合性を図らないといけなくなるので、議論がスタートラインに戻っちゃうんですよ。箱物条例というのは設置条例のことをいうんですが、これに動物福祉とか種の保存とか実体規定が乗っかっているわけですよ。実体規定だけ作るのか、それとも箱物条例を改正して実体も載せるのかっていう、この辺りの整理を市内部の方で調整しなければならなくなるので、ちょっとこれは今までの議論とは全く違う話になってきちゃう。佐藤委員や巽委員がおっしゃってたように、僕もそうなんですけれど、円山動物園は当然のごとく高みを目指す、そして、義務とか禁止とかについて、努力規定でありながら市内の動物取扱業の皆さんは頑張ってもらってという、市内の動物取扱業の皆さんにもボトムアップ、意識改革を、少なくとも札幌市で事業するときにはやっていただくということを協定とか指導とかという形でできるっていうふうにしないと、ちょっとこの条例はスカスカな感じがしてきちゃうような気がします。

○小菅委員 将来に対する規制もあるんですよ。将来動物園を名乗るときにはこの条例が適用されますよと言えますよね？

○諸坂委員 ○諸坂委員 言えないです。路線が札幌市内の設置条例ということになるので。それを、じゃあどこかのタイミングで民間にと言うときに、ボトムアップされていればこの条例を抜本的に改正するとかもできますけれども、今のお二人のお考えをもと

に条例を作っても在来の事業者のボトムアップにはなりません。市民の普及啓発にもならないですから、この条例が出来上がっても5年10年後にそれを広げましょうといっても、「え？なんで？これって市の条例でしょ？市の施設を対象とした条例をなんで俺たち民間の事業者まで広げるの？」というふうになります。もし民間事業者のボトムアップだというのであれば、ゼロから議論をしないといけないと考えます。

○遠井委員 諸坂委員のご指摘の適用範囲を明確にすべきですとか、第2章と第3章の整理が必要だろうということに関しては十分理解ができると思います。2章、3章の振り分けについては、最終段階でやればいいんじゃないかということやってきたと思いますので、実際には2章がかなり実施事業についてまで詳細な規定を置いているので、場合によってはそれを3章に持ち越すというのは有り得るかと考えました。今の論点である条例の適用範囲の話なのですが、まず私が申しあげたいのは、適用範囲を決めるということと、規制対象とするというのは必ずしも一致しないのではないかと思います。諸坂先生はどうしても理念法が実効的ではなくて規制条例としたいというお考えが非常に強いように伺っていたのですが、そもそも規制条例にしないという総意になっていった経緯としては、行政のリソースには限りがある、それから社会的認知も不十分であるというのが大前提であって、たしかに動物の取扱いが悪い施設の実態がひどいですねということは議論の中に出ましたけれども、今回の条例においてはそこを立法事実とするのではなくて円山動物園の改善である、というのがスタートラインであったというふうに理解しているからです。2点目としましては、誰が管理監督をするのかということですが、確かに動物の取扱いが悪い施設の水準を引き上げていくというのは、この動物園条例のなかでも遠い将来の想定としては挙げていたと思いますが、動物園条例のなかでそういった施設の水準を上げる必要があるのか、という点です。例えば、何度も参照されておりました英国法におきましても、動物園法と動物福祉法は別がありました。コンプライアンス・ノーティスという遵守促進のための通告は動物福祉法の方に含まれていました。そうすると、今回、動物園の枠組みとして条例を作っているのであれば、動物園類似施設の動物福祉水準をそこから手を出して引き上げるという考え方もありますが、今回の動愛法の改正もかなり厳しいものができたので、動愛法の管轄である部署で監督することもあり得るのではないかと思います。動物の取扱いが悪い施設をどうするか、そういうところを将来的にどうしていくのかということ、全面的に動物園条例で引き受けなければならないのかな、と疑問に思いました。現段階では、少なくとも今の条例の中では、規制条例として規制対象を明確にし、あるいは指導勧告程度、報告聴取ぐらいだとしても、そういう形で運用していくのは、実際的に問題があるのではないかと思います。それでも、仮に将来的にそこをやっていくということであれば、ガイドラインと2段階ということもあります。他国の立法例としても段階的なアプローチをあらかじめ決めておくという方法があります。たとえば香港で象牙取引を禁止する場合にも、最終的に5年後にフェーズアウトするとしながらも、当分の間、段階的に何年までにこれこれを、何年までにこれこれを、といって明示をしていく。このような方法もありますので、もし仮にどうしても規制条例的

な枠組みとしてつくっていきたいということであれば、円山動物園については即時実施として、それ以外の民間事業者については、例えば3年後とか5年後に完全実施とするという方法は有り得るかなと思います。ただ、さきほどからみなさんおっしゃっているように、この動物園条例のなかでそれをやるべきなのかどうか、またそのために動物園条例の事務局がどこになるかわかりませんが、円山動物園が監督をしなければならない部局になるのかは意見が分かりますし、難しいと思います。

○金子議長 それでは園長からコメントをいただけますか。

○事務局（加藤円山動物園長） 私のなかで整理をすると、伊勢委員も小菅委員も決して2園館だけを対象とした条例にするとは言っていないと思っています。まず、この条例で動物園水族館というのは、野生動物を飼育して、展示し、繁殖をして、累代飼育を目指し、野生動物の調査研究、教育活動をして、生物多様性の保全をする施設とっているわけで、そういうのが動物園水族館だと決めるとしたら、それに当てはまるものは何かというと、今の段階では札幌には2園館だけしかないだろうということなんです。あくまで、これは動物園条例なので、うちは動物園ではありませんという施設にまでも対象にするには無理があると考えています。遠井委員が言ったように別な部門で動物福祉条例というのが別に作られるのであればいいんでしょうけれど、動物園条例の中で猫カフェまでも水準を引き上げようとする、「じゃあ猫カフェも動物園なんですか？」となって、さっきの動物園水族館の定義との矛盾が生じるのではないかと思うのです。

○金子議長 諸坂委員、いかがでしょうか？

○諸坂委員 適用範囲について、今の加藤園長の説明で定義規定からいって結果的に2園しかないということは、実質上、結局は市立・公立の動物園水族館しか対象にしないということになってきますので、そして、管理監督などめんどくさいことはしませんというだけなので。規制条例にするつもりはないですが、理念条例の域は出ないですが、ただ、設置条例がありますよね、センスオブワンダーとか色んなことを議論してきた中で、尻つぼみな感じがします。そうすると、第2章と第3章は合体させていいですよ。動物園条例というなかで、動物園とはこういう定義であるといつて、実際にそれに該当するのが円山動物園ともう1館であるとなるならば、2章をそもそも設ける必要がなくなります。その辺、全体の構成から変わってくるのではないかと思います。なんとなく、私は最初から検討部会に入って思っていたのは、動物福祉条例を作るんだという意識がどうもあったので、それが私の勘違いだったというのであれば、致し方ないのですが、動物福祉条例はまた別に作れと言う話になると、その契機はどこで生まれるのか？とは思っています。私が先走っていたのであれば申し訳ないことですが、みなさんがそういう意識だったのであれば、それで結構です。以上です。

○金子議長 はい、ありがとうございます。だいぶ、みなさんのご意見の論点がはっきりしたかと思うのですが、結論としてこれで行きましょうと言う形にするには厳しいのではないかと今私自身は思っていますが、最後に遠井委員が言われた、できるだけ大きく考えて、あとは段階的にやっていくという、時系列に、まずは2園館にフォーカスをあてて、

将来的には動愛法の第一種や第二種を含められるような読み方ができるような書き方があ  
るのかなという感じがしましたが、そのあたりを事務局の方で検討していただくという形  
でよろしいでしょうか。お互いのご意見をうまく入れ込んで、時間軸をうまく使いながら  
整理をしていくと収まる場所があるのではないかと思います。そのうえで、最初として  
円山動物園ともう1館が対象となっていて、その後拡大していくとしたときに、今の第2  
章は重たいのではないかとのご意見がありましたので、それを第3章にかき分けるとい  
ことでこれも事務局で整理ということによいでしょうか。

○諸坂委員 確認をさせていただきたいのですが、今の委員長のお話とその前提となっ  
ていた遠井先生の3年後5年後というフェーズの中で改革をしていこうという規定は、この  
条例に盛り込むんですか。それとも委員会として市に答申を出すときの付帯意見として、  
3年後5年後見直していくということを意見として書くのでしょうか。これは全然レベル  
の違う話になってきます。結局、この条例の中に、今後将来ときには発展的にしていくん  
だっているのであれば適用範囲が変わってくる話なので。それとも将来的にこの条例  
はあくまでも定義規定にある動物園だけを対象とする条例なので、そのほかの市内の動物  
取扱業は入らないけれども、ただこの問題は非常に重要なので、市としては動物福祉条例  
のようなものをつくるようにとこの検討部会の答申の中で付帯意見として出すのかで全然  
設計が変わってくる話です。そのあたりまでは少し議論していただいた方がよろしいか  
と思います。

○遠井委員 今の件ですけれど、条例の本文に入れるのは難しいじゃないかと思います。  
具体的なスケジュールまで今ここでコンセンサスを作ることはできないので。なので、一  
つの方法として、先ほどおっしゃったように将来的に民間事業者に対しても指導勧告ま  
で行う方向へ動物園条例を発展していくべきだということであれば、諸坂委員がいまおし  
ゃったように、付帯意見でそういう形の提言、たとえば3年後、5年後、それまでに周知  
期間はこれこれで、最終的にはここぐらいまでは別途条例再検討でやるべきじゃないか  
ということを出すというのがひとつだと思います。もう一つは、動物福祉に関する問題とい  
うか、動物福祉とは言わなくても動愛法の改正で相当厳しい基準というのが出てきた  
ので、併せてそういった別施設に対しては、別途市としても監督を厳しくすべきだとい  
う提言をつけて、それはそっちでやってほしいとすることも有り得ると思います。どちらに  
しても条文の中には入れるのではないと。ただ、前者の場合、適用対象が変わるのでは  
なく、適用対象自体は責務規定もあるように幅広く取っておいて、その代わり2章をかなり  
原則的な規定に限定して、具体的な実施事業等は3章に振り分けるなどすれば、義務規定  
だとしても原則的な規定であれば規制基準ではないから、適用対象はどこまでであるか誰  
が対象となるかという話を回避することができると思います。生物多様性基本法の原則規  
定というのは義務規定ではありますけれども、誰がそれをやるのかを明示しなければい  
けないようなものではないですよ。ですから、動物園たるもの、生物多様性の保全に関  
する研究教育、調査に基づくもの、それから動物福祉についても科学的な知見に基づいて  
やるべきだという規定を2章に残しておいて、それ以降の定期的な検査をこうこうするとか

については、具体的な基準を伴うものは第3章に振り分けるという方法もあるのではないかなと思います。そうすれば、適用対象を変えるということではないと思います。

○諸坂委員 そうすると適用範囲はどうなるのですか。遠井委員のイメージの中では、法律に適用対象というのは、動物の定義に合致するものをいうんですか。

○遠井委員 まず最初に生物多様性の基本法ってありますよね。そこの第2条の原則規定で、生物多様性というのはなんとかについてなんかしなければいけないとなっているんですが、主体が誰かというのは条文上からは読み取ることができないわけですよね。世の中全体のコンセンサスとしてこうしましょう、予防的なアプローチをしましょう、それから順応的管理を取るものとするとか書かれていますよね。ところがそれは誰なんですか、それをやるのは政府なのか市民なのか、事業者なのかはそこからは出てきませんよね。たとえば第2章に動物園、今回動物園たるものはどういうものかという話をしている中で、生物多様性に関わるような調査研究に基づいて展示を行っていかなければならないとか、そうした内容を観覧者には伝えていかなければならないとか、それから、あわせて動物福祉の配慮に基づく展示方法を実現していかなければならないとか、そのあたりは動愛法の改正でも相当体で反映されているようですけども、動物福祉という言葉は明言しつつ…。

○諸坂委員 私が聞いているのは、適用範囲は何になるんですか。

○遠井委員 活動に関わるであろう人はそこに入るという漠然とした感じですよね。

○諸坂委員 条例の適用範囲を漠然としちゃうのですか。

○遠井委員 理念ですから、動物園条例ですから、動物園たるものはこういうものですよということなので。たしかに今の段階では規制とか指導というのは行わないので明確な対象というのではないかもしれませんが、動物園としてはこれをやりましょうということを決めて、3年後5年後にやっていくということをもし、あらかじめやるのであれば動物園の定義に当てはまる人全員が規制対象となるでしょうし。ただ、条文に入れないのであれば、たしかにおっしゃるように3年後5年後名宛人たる人は適用対象の拡大にあたるということになってしまいますね、そういえば。そうするとどうなるのでしょうか。

○諸坂委員 たとえば、市内の水族館が、うちは環境教育をやりませんと館長が決めたたらこの条例から外れることになりますよね。円山動物園だってこれ円山動物園条例と書いてあるわけじゃないですから、第3章に規定されているかもしれませんが、うちは財政難なので種の保存から撤退しますというのであれば、この条例改正すればいいだけですよね。

○遠井委員 どういうことでしょうか。

○諸坂委員 私、条例いくつも作ってますけれども、適用範囲を漠然とするっていうのは聞いたことないですよ。

○遠井委員 漠然とするという言い方はおかしいかもしれませんが、動物園というところが適用対象となるかもしれませんが、今の段階では理念的な内容となっているわけですから。

○諸坂委員 理念法だろうが、規制法であろうが、制度の名宛人が明確に存在していないというのはおかしな話になると考えます。

○遠井委員 それは動物園に当てはまる人になりますから。

○諸坂委員 もしそういう設計をしてしまったら、この条例でものすごいレベルの高い基準を今設計して行って、そんな高い基準を遵守しろといったら、誰も手を出さないですよ。だから、私は最初に動物園条例というものを作るならば、まずはこの動物園の定義とは別に、条例の適用範囲を定めてその適用範囲に該当する者は、こういうことをやらなければだめだよっていう設計をしないと、「じゃあ、私これやりません」っていったら私はこの条例の対象ではないですねって逃げられちゃうでしょって話を最初から言っていたんです。

○遠井委員 おっしゃっている意味がわかりました。適用範囲というのはそういう意味ですね。それなら確かに段階的に適用範囲を拡大していくことにならざるを得ないですね。

○諸坂委員 段階的に？

○遠井委員 少なくとも今の段階で、明確な指導とか規制とかは行政的なりソースとかもあって現実的ではないわけで。。。

○諸坂委員 その発想でいうと、条例という議会で決定する意思決定よりも行政のマネジメント体制の方が上に行っちゃいますよ。

○遠井委員 それは関係ないんじゃないですか。

○諸坂委員 役人が身の丈に合った条例しか作らなくなりますよ。

○遠井委員 そもそもこの条例をつくるときに、動物福祉条例にしましょうという話ではなかったですよ？

○諸坂委員 だけれども、佐藤委員や巽委員もおっしゃっていたように、少なくとも動物園という展示施設のボトムアップを図りたい、意識改革をしたいというのが最初からコンセンサスとしてあったんじゃないですか？もし、これが円山動物園だけの改革だというのであれば、この条例は円山動物園条例にすればいい。だけど、円山動物園条例ではなくて、あくまでも動物園条例ということで、その一部に第3章円山動物園ということで設計しているわけですから、まずは円山動物園というのは総論ではなくて各論ですよ。今の設計だったら。総論の部分の動物園という定義があって、さらに高みを目指した円山動物園っていう第3章があるという設計ですよ。一番最初に事務局が出してくれたように、1章総則、2章市内対象施設って書いてあるんだもの。3章円山動物園なんだもの。じゃあ、この条例の適用範囲って誰ですかってなると市内対象施設ですよ。

○遠井委員 そうすると諸坂委員にもう一度お伺いしたいのですが、第一種動物取扱業を適用範囲とするとして、ただし、それに対する今当面の規制なり指導なりを行うことはないという場合、それはどのようにかけばいいのでしょうか。

○諸坂委員 どういう意味ですか。

○遠井委員 まず、第一種動物取扱業が明確に定義できるのかという問題が1点お伺いしたいのですが。

○諸坂委員 できます。

○遠井委員 次に、それらの施設につきましての引き上げを作るのをこの条例でするとい

うのは、今現在即時実施はできないと考えた場合に。

○諸坂委員 なぜできないのですか。実施体制がないとか予算がないとかはそれはあくまでも役人側の意見でしょ。

○遠井委員 そもそもそういうつもりだったんですか、この条例、という話ですよ。

○諸坂委員 条例っていうのはそもそも議会が決定するもので、議会が行政に命令するものですから。役人が身の丈に合った制度設計してるんだったら、結局役人がやる気がなかったり、予算を要求しなかったりしたら、身の丈にあった小さなものが条例化されて、文章化されて、それが固定化してしまって、ということですよ。

○遠井委員 その話は今蒸し返さなくても。

○金子議長 そもそもところで、動物園条例なのか、動物福祉条例なのか、事務局で考えていたものと大きく違うところがあると思うんですよ。遠井委員から、まず動物園条例ということで作るんであれば、付帯意見で動物福祉条例について別途作る必要があるということで提言していくという流れが一つあるのかなと思うんですね。動物園条例ではなくて動物福祉条例でいくんだということであれば、全く考え方を変えてやっていく必要があると思うんですが、私が思うところでは、まず、動物園条例をつくり、そして動物福祉条例をつくるべきだという意見を付けた形で進めるのが進めやすいのかなという気はしています。ただこれについて、また、皆さまからのご意見があればお聞きしたいと思うんですが、もう一つ動物園条例のなかで段階的と言ったお話が、今例えば円山動物園ともう一つが対象となる条例として、そのあとに、例えば3年後なのか何年後なのか、あるいは2年後なのかわかりませんが、そういう中で幅を広げて対象範囲を、適用範囲というものをですね、適用範囲について動物園条例のなかでかなり広めに書いておいて、段階的にカバーをしていくような書きっぷりというのが、これは私も条例の作り方でいいのかどうかというのはわからないのですが、そこら辺について、段階的にできるのかという問題。

○諸坂委員 結論から言うとできないです。動物園条例の中に動物福祉の中身がかなり入ってしまうわけです。同じ内容の条例を2本作れないんです。この条例があるにもかかわらず、なぜもう一つ動物福祉条例を作るんですかということを、きちっと議論しなくちゃいけないんです。となるとこの条例で書かれている動物福祉とは内容の異なる動物福祉を作るか、あるいは完全に適用範囲を変えた動物福祉条例を作るか。でも、その場合にはこの動物園条例の適用範囲を変えるだけなんです。いろいろな論理の筋道を私も考えているんですけど、動物福祉条例をこの条例以外に作ることはできません。で、もしこの条例と別に動物福祉条例をつくらと言った場合には、今度は処分、処罰を設計するものでなければおかしいです。これは理念条例として動物福祉を規定してしまっていますから、施行規則とかガイドラインとかで動物福祉をこれから作るわけですよ。で、他に別途3年後5年後に動物福祉条例作りましょうっていったときには、今のこの条例とどこが違うんですか？というふうにいわれてしまうので。これは理念なんで、規制なんですって言われたときにボトムアップも普及啓発もされていないこの段階でいきなり規制っていった

ら、たぶんこれ廃案になります。ましては、どこが所管として手を挙げますか。動物愛護の所管と動物福祉は違いますからね。なによりも扱っている動物の種が違っているわけですから。動物愛護法というのは基本的に犬猫を考えているんですから。ゴリラとかキリンとかゾウとかサイとか考えているわけではないんですから。ちょっとそういうふうなことを考えても、今回はともかくとしても、将来的にこの条例を変更して充実化できるような設計にしておかないとまずいと思います。動物愛護法もあるし、動物愛護条例もあるし、動物園条例もあって、それにさらに動物福祉条例といったときに、どう整理しますかっていうところをまず議論しないといけないので、まず無理かなと思います。

○遠井委員 類似したものがあっても、これこれについては何何の条例で定めているものがあれば、これについては妨げないとか排除しておく規定をいれることはできますので、必ずしもできないと言い切られた点についてはちょっと疑問かなと思いました。今、次に仮定の条例をどうするかという議論をしているわけではないので、これはコメントだけです。以上です。

○事務局（加藤円山動物園長） 例えば、今回は初めてなので、動物園水族館というものを対象にした条例をつくったけれども、やっぱり市内には動物園水族館の定義に当てはまらなくてもたくさん動物を飼育して展示しているところがあるので、議論を継続して行って、この動物園条例を将来的にというのか3年後というのか5年後というのはあるんですけど、動物福祉条例まで高めていく必要があるっていう付帯意見をつけるということとはできないんでしょうか。

○諸坂委員 ま、それは可能だと思いますけれども。この条例の全面改正という形でしょうね。

○事務局（加藤円山動物園長） 今は、入口として動物園水族館対象でも、この検討部会としてはやっぱりそれでは足りないので、そういう議論を継続して行ってそういうふうにしてほしいっていう付帯意見はあるかなと思いました。

○金子議長 だいぶいろいろ各委員のご意見ははっきりしてきたというか、どこを議論しなければいけないかという点もはっきりしてきたんですが、この場でこれでいきましょうという結論を得るにはかなり難しい気がしています。ただ、遠井委員や諸坂委員からも段階的に仕掛けていくということもできるんじゃないかというご意見もありましたので、そこをステップに着地点がないかというところを探って、事務局で引き取ってですね、こういう案ではいかがかということで事務局の方で案を作らせていただくということでいかがでしょうか。このまま議論してもなかなか結論を得るというのは今日の段階では難しいと思いますがどうでしょう。どなたかご意見いただけますでしょうか。

○佐藤委員 適用範囲を事務局にお任せするのはいいのですが、適用範囲を考えるとときに管理監督の問題は絡んでこないのでしょうか。質問です。

○金子議長 次にですね、この部分やらなくちゃいけないんですが、今諸坂委員からお話のあった動愛法の第一種という部分ですね、それ以外は特にこの規定で行きましょうというお話がまだないんですよ。ここのところもほんとは議論しなければならないんですが、

今日の議論の中で適用範囲についてはっきり決めるというのは難しいのかなと思っているのですが。事務局の方ではどうでしょうか。適用範囲については、小菅委員の方では何かご意見ありますか？

○小菅委員 名称としての動物園ということではなくて、動物園ということ考えたときには、もうすでに無くなってしまいましたけど、博物館法の下基準に面積だとか種類だとか書いていたところがあったんですよね。そののところにいわゆる野生動物を飼育してこの規模で飼育している施設については該当するというふうになれば、動物の取扱いが悪いところも入ってしまいますよね。だから、そういうふうにして段階的にやるっていうのはできると私は思うんですけどもね。今回は名称として動物園水族館を使うもの、使っていないけれどこのくらいの規模で野生動物を飼育している施設というふうにして広げていくことはできると思うんですけどね。

○諸坂委員 それは狙い撃ち立法といってだめなんですよ。たとえば、ある施設が1,000平米だとしますよね、現時点で1,000平米で合法的に営業していて、条例で1,000平米を超えていなければ動物園ではない、条例の適用範囲ではないというところを想定した狙い撃ちだなんていうので、狙い撃ち条例といって、憲法違反になっちゃいます。だからもっと漠然と動物取扱業という捉え方でいかないと、条例の適用範囲に具体的な数値を入れちゃうと狙い撃ちになっちゃうとか。結局は1,000平米以上と行ったときに、999平米で営業申請出してきた、この条例を逃れようということになって、適用範囲の条文は具体的に書けば書くほど脱法行為を誘発させてしまうことになるので。ある程度抽象的にざっくり書いておかないといけないんですよ。さっきいったように猫カフェは除くとか、ペットショップは除くとか、適用除外規定というのをもう一つ設けておいて、絞り込んでいくということをししないと、あくまで概念として抽象的に適用範囲を設定しておかないと、狙い撃ち立法禁止の原則に引っかかっちゃうとか、脱法行為とかが生まれてしまう。そこは整備する必要があります。

○小菅委員 それでは、「野生動物を」と入れることは可能ですよね？

○諸坂委員 入れられますけど、野生動物の定義が、別の人間は縛られないので、どこどこ動物園から買ってきた動物です、野生動物ではなくてペットですよ、というふうに逃げられてしまうので。要するに他の委員の人の意見を総合すると円山ともう1館が適用になる条例になればいいですよ。

○小菅委員 違います。円山ともう一つは、動物園水族館と名乗っているから適用になるの。だから動物園水族館って名乗っていないところは現時点では適用させない。将来的に動物園水族館と名乗りたいところが出てきたときには、こういう条件ありますよということをしつかりと伝えるということなんですよ。

○諸坂委員 そういうことは単純に適用範囲というのは、動物園水族館と名乗っているところとなりますよね。

○小菅委員 そうです。

○諸坂委員 札幌市内では、動物園水族館名乗っているところは2園館しかないという理

解でいいんですか？

○小菅委員 現在はね。

○諸坂委員 なるほど、ただ、猫カフェなんだけど、事業者の名前が「ねこ動物園」とか。

○小菅委員 要するに、猫の種類たくさん集めて、ねこ動物園、これはこの条例では動物園とはこういうものですよ、というものではないですよ。累代飼育もやっていなければ生物多様性に寄与するわけでもなければ、動物園って言っちゃいけない、って言っちゃいけないと諸坂委員がいうので、気持ちとしては動物園と名乗らないでくれと言いたんだけど、それはなかなか難しいということですよ。

○諸坂委員 この条例で動物園と定義づけられている施設がこの動物園条例の適用範囲だということですね。

○小菅委員 こういう事業をやっているところが動物園を看板にして、しかも、看板にするうちはこれをやれ、ということ。

○諸坂委員 そうすると、さっきもちょっといったんですけど、将来、園館長が変わって、こういう面倒くさい条例があるとなれば、「じゃあ、うちはもう環境教育やめます、予算的もないし、財政難だし」というと、この条例の適用範囲がゼロになるということも将来的には出てくる可能性もある。

○小菅委員 今までは、条例がなかったから何の議論もなくそう言うことやってきてるんです、日本の動物園は。市民も議会も何にも知らない、首長変わっただけで、「今回動物園これやりましょうね」というふうにやってきているのが日本の動物園の現状なんです。それを少なくとも、公立の動物園は条例を作ることによって議会という、議会が制定するわけですから、それがあってそこで議論がされて、議論がされたら、なおかつその改正もしようと言って通るようだったら、変な話民度が問われると思うんですよ。今民度というと殴られると思うので言いたくないですが、意識レベルがだいぶ違ってくると思うんですよ。簡単に変えられることは変えられるけども、そこでは必ず議論になって、しかもそこで市民が知る機会が出てくるんですよ。そこでかなりの足かせになるんだと思います。首長が勝手に「これ面白くないから、これでやれよ」ということは、少なくとも条例を持っている札幌市では起きない。日本全国で起きていることも、条例化によって起きないと思うんです。

○諸坂委員 条例改正するのも首長の一声でもできちゃいますけどね。

○小菅委員 私の意見について、他の委員の方の意見を聞きたいです。

○伊勢委員 この条例の一番最初のほうで、第1章の総則のほうで、動物園とか水族館とかを謳いましょうと言う中に、主に野生動物を飼育して、累代繁殖して、普及啓発、研究にも取り組んで多様性の保全に資するよというのが動物園水族館で、私もそれに該当するのは円山ともう一つの施設だと言ったんですが、私も第一種動物取扱業者のなかで、この条文に当てはまるのがその二つしか思い当たらないだけなんです。だから民であろうが官であろうが、ここの該当するもので、第一種動物取扱業であれば、動物園とか水族館の枠組みの中に入ると思うので、諸坂委員がおっしゃるように、第一種動物取扱業と括って

もいいとは思いますが、累代飼育しながら、生物多様性の域内に域外にも関わって、飼育管理課では動物福祉を向上しますよというものに該当する施設となるとすごく限定されちゃうんですね。第一種動物取扱業って諸坂委員の言ったように規定づけをして、その中から振るいにかけて残ったものを動物園水族館ということでもいいだろうと思うんで、でも、今のところはすごくその施設は少ないだろうなと思うんです。フクロウカフェも猫カフェも該当しなくなっちゃいますよね。動物園でも水族館でもない。そういう位置づけの施設がどんどん増えていってくれるほうが、動物の飼育管理上も良くなるし、それを見るお客さんも動物を飼育するってどういうこと、動物の特性というのはどういうこと、観て聴いて感じて、彼らが暮らしている生息環境まで思いを馳せるという情動的な教育レベルをあげていくというのがすごくいいと思うんです。あとは法的な括りとしてどういう対象者の括りにするかというのは、第一種動物取扱業というふうに入れ込んでもいいのではないかなと思うんです。その中から振るいに落とされちゃって「うち関係ないや」というところが多くなる気がします。解決策ではないのですが、いろんな条件が動物園水族館というにはついてきているので、これをやらなければ動物園でも水族館でもないよというほうが、第一種動物取扱業の中にも多いのではないかな、ほとんどじゃないかなという感じがしますので、その言葉を入れたほうが対象者が明確になっていいということであれば、諸坂委員がおっしゃるようにその言葉を入れ込んだうえで規定づけするというのもありかなと思いました。皆さんの議論を聞いている中で、私も円山ともう一つと二つに限って言ってしまったので、ちょっと皆さんの方で受ける印象は個々の二つを対象にやるのかというふうになっちゃったかなと反省しているんですが、今のところ、札幌市の動物取扱業として、動物を取扱って営業してますよっていう施設の枠組みの中では、今回の条例の規定に当てはまる施設というのはその二つしかなかったんで、その二つの施設を出しちゃったということです。

○金子議長 議論は尽きないのですが、もう2時間たってしまったところなので、一度事務局で引き取っていただいて、皆さんのご意見をあらためて文章というか、ペーパーで整理させていただいて、たぶんご意見の中に着地点になるようなキーワードがいろいろ入っていたと思いますので、すこしこちらの方で整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。そのうえで、諸坂委員からご提案のありました、3番目と4番目ですね。管理監督体制、これも佐藤委員からご意見があったように、適用範囲がわからない中でどうするかって問題はありますがそもそもこの条例の中に管理監督体制を入れることについて今の段階での意見をそれぞれの委員の方から伺いたいと思います。もう一つの4番目の基準、ガイドラインを条例とは別に設定した方がいいというご提案もいただいておりますので、この二つ、管理監督を入れるべきか、ガイドラインを設定すべきかどうかの2点について伺えますか。まず、伊勢委員からお願いできますか。

○伊勢委員 実は私もどこが管理するのかなというのが見えなかったんで、ここは明確にしておくべきかなと思います。なんとなくのイメージですと、やっぱり第一種動物取扱業の管理監督をしている札幌市の動物管理センターで感じになっちゃうのかなと思うんです

けど、ちょっとそういう枠組みでもない、そういう枠組みの管理体制ということでもないなどと思うので、やはり野生動物を飼育する域内にも保全に関わりながら域外保全の場として福祉向上を図って飼育展示するっていうところでは、通り一遍の管理、動物を飼育するっていう管理の枠組みでは、分かり切れないところもあるので、それを札幌市としてどうやって設定していくのかなっていうのは決めていかななくてはいけないと思っていました。もう一つガイドラインについては、イメージ的にちょっと細かい部分で思いつかないので何とも言えないですけど、やっぱり網羅しきれない細かい部分っていうのは、こういう流れで行きますよっていうのはあったほうがいいかなと思います。これは並行してやっていくのか、一回これを、条例を修めてから次の段階でやっていくのかということも議論は必要かなとは思っています。中身については、ちょっとイメージつかないのでどんなふうにやっていけばいいというのはご提案できない状況です。

○金子議長 小菅委員お願いします。

○小菅委員 管理監督ですが、議論の中で、この条例というものはこれをめざしますよ、というのはつくるけども、これをしなかったら罰則があるとかそういう方向には行かないということが議論になっていて、だけどころこういう動物園はだめだよねというのをどっかへ報告して、先ほど諸坂委員が言っていたように、ホワイト園とブラック園という形で表に出して、私はそのところまでかなという気がしている。これ以上具体的に中に入って、あなたここがまずいから直しなさいというのが管理監督ということだと思うんですが、それをやるとしたら、この条例をもっているのは円山動物園なので、別のセクションを設けない限り、管理監督というところまでは難しいではないかなと思っています。それと、ガイドラインについては、それはもう条例出ただけではだめだと思うので、細かな規定を書くのが現場には必要なかなと思っています。

○金子議長 黒鳥委員いかがでしょうか。

○黒鳥委員 色々今話がでまして、迷うところもたくさんあったんですが、まず管理監督に関してですね、外の方から見ると札幌市あたりはしてもらいたいというのはあるのですが、あまり細かくは難しいかなというのは感じています。ある程度そういった方向的にもこういうところは柔らかく出さないとだめかなと思っています。ガイドラインの方なんですけど、たしかに難しいんですけど、全体的な基準というのは最初諸坂委員が難しいようなことを言っていましたけども、数値的にはこういった動物に対する動物園の施設の基準とかいろんなことが、それ以外にも動物を飼うことにも細かなところもあるので、ある程度のところはこれから議論を進めて出していった方がいいのではないかなと思っています。難しいところもありますが、今のところそのように考えています。

○金子議長 それでは、佐藤委員いかがですか。

○佐藤委員 基準と管理監督はセットじゃないかなという気がするんですけどね。なにかを言うにしても、これこれこういうことがあるからそれはいいんですよとかいけないんですよとかという形になると思うので、まずガイドラインは絶対に必要なんだと思います。いつどの程度までというのは今意見をもっていないんですけども、ガイドラインまでは絶対に必

要だと思えます。管理監督は誰がするんですか？ということなのですが、もしそういう規定を設けたら、円山動物園がするわけではないですよ？札幌市の中にそういうことをする部局というのがあるんですか、それともなければそういう委員会なりを設置してくださいというふうに付帯意見ですか、答申でもつけるということなんでしょうか。管理監督できるのであれば、していった方がいいと思いますが、誰がということがわからないので質問です。

○金子議長 諸坂委員の今のご質問についてはいかがでしょうか。行政協定とか非権力的なアプローチという話があったかと思いますが。

○諸坂委員 私の頭の中にあったのは、円山動物園を円山動物園が規制するという発想ではなくて、市内の動物取扱業に対して普及啓発をするという視点だったので、政策主体がそこになきゃいけないわけですよ。条例を運用する部局というのがあるって、そこが基本的にガイドラインをつくって、ガイドラインに合っているか合っていないかを一応管理して、合っていないよというときには、あなたのところはちょっと問題があるし、このままだと動愛法違反ということにもなり兼ねないから気を付けなさいというような行政指導。こうしたら処罰するぞという話ではなくて、こういうところを注意してくださいね、そうしないと動愛法の何々に違反することになりますからね、と注意喚起をするという行政指導、これ規制でもなんでもないので、普及啓発、情報提供のレベルですから。その部署が必要です。円山動物園がこの条例を作るのではなくて、円山動物園が所属している何々課というところが条例を作ることになると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 円山動物園は部で、環境局というところに所属しているんですが、うちで条例をつくりましたので、なんとかさんこれを回して行ってくださいといっても絶対に誰も受けません。

○諸坂委員 これはあくまでも円山動物園が条例の設置者になるんですか？

○事務局（加藤円山動物園長） 設置者は札幌市ですけども、誰が発案したかという円山動物園となるわけです。だから、それをよその人に面倒みてくれというわけにはいかないので、私もどうやってやったらいいかいろいろ考えたのですが、例えば動物園条例の運用していく外部委員会みたいなものを作って、その事務局的なもの、例えばオンブズマン事務局みたいなものをつくって、そういう組織を作らせてもらって、しかし、そこに人なんかはつかないから、動物園職員が全部兼務して、二つの職務を持つようなかたちで回していくのが一番現実的かなと思っています。あるときは動物園として注意される側になるんだけど、あるときは委員会の注意するときのお手伝いをする側に立つというような二足の草鞋が一番現実的かなと思っています。

○諸坂委員 今園長がおっしゃった設計しかないかなと私も思っていました。その設計で一つポイントは円山動物園に対する規制を円山動物園が行うって自分で自分を規制するってそこに第三者制が担保されないという一つ問題があるのですが、この条例が円山動物園とかもう一つの園館だけではないという条例という方向に落ち着きつつあるなかでは、結局は施設に対する管理部局がなくても、この条例を管理する部局は必要になって

くるんですよね。この条例を管理運営していく部局は必要なので、それが円山動物園だということであるならば、事業者と条例運営者が同一で、その自分たちの規制を第3章につくっているというのは手前みそになるので、第三者委員会をつくらないとダメかなと思います。そういうような形では作れるかなと思います。

○金子議長 佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 円山動物園が丸ごと管理者というのも納得いかない形になってしまうので、市が第三者委員会を作ってその中に動物園の関係者もいるし、専門家もいるし、市民もいるってというような委員会が、この条例を運営していくってことになるといいのかなって感じがしました。

○金子議長 続いて巽委員いかがでしょうか。

○巽委員 私もその第三者制が担保されないのがどうなのかなと思います。何とでもなるという話にならないんですかね。自分で決めて、自分で報告して、自分で管理して、だけの話なのかなってのがどうなのかなという不安があります。対象施設を幅広く考えてほしいって伝えたんですけども幅広くなると今度動物園を管理する人たちの仕事が増えて大変になるのかなという心配もちょっとしております。以上です。

○金子議長 はい、ありがとうございます。その辺は事務局の方で整理ですね。次、遠井委員お願いします。

○遠井委員 さきほど、加藤園長がおっしゃったように別の部局をつかって動物園の職員が兼務という形が実際的かなと思いました。別の札幌市のアセスとか廃棄物関係の委員とかもいろいろさせていただいているんですけども、札幌市が事業主体となって、それを監視をするということもされていまして、第三者制ということであれば外部委員会、検討委員会とか審議委員会とかを入れることによって、監督状況というのを検討するってことを入れていけばいいのかなと思いました。そのときに市民動物園会議というのはその役割を果たすということとは言えないんですかね。というのは質問です。

○金子議長 はい、その辺は園長からよろしいですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 市民動物園会議についても、今の規定をこの動物園条例の中に持ってきますので、その中での規定の仕方によってどういう役割を果たしてもらうかも変わってきますので、市民動物園会議の名前のままでいいのかということもありますけども、役割を果たしてもらうということはできると思います。

○金子議長 それじゃあ、一応皆さんのご意見をお聞きしましたが、諸坂委員からご提案のあった3番4番については、概ね問題はないけれど、やり方についてはいくつか工夫と言いますか、第三者委員会を作るとかですね、そういうようなところが必要だというご意見だということでもよろしいでしょうか。ガイドラインについては、みなさんよろしいということでもいいですか。もしなにかあればご意見があればお願いしたいと思います。

（特に発言なし）

○金子議長 ただ、最初のところのですね、条例の適用範囲のところ、かなりご意見の相違がありますので、このところは再度事務局で整理をして、みなさまにお諮りしたい

というふうに思います。だいぶ時間が経ってしまいましたので、ここでちょっと休憩を10分ほど入れようかと思えます。

( 休 憩 )

○金子議長 それでは再開したいと思います。議題の2番目で動物福祉の禁止事項ということですが、5月の会議で盛り込む内容についていろいろとご意見がありまして、特に野生動物のふれあい、動物の擬人化についてすべて禁止すべきという意見と、すべてではなくて良好な動物福祉が確保できるものについては、良しとするという意見で分かれていたと思います。さきほど条例の構成をご議論いただきましたが、そこも踏まえてここにどのようなことを盛り込んでいくかということを整理したいと思えます。こちらについて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(森山調整担当係長) 事務局からご説明させていただきます。この条例の対象をどうするか、指導勧告はどういうものにするのか、今考えようとしている動物福祉でこういうことはしてはいけないかということとは変わってくると思うのですが、いずれにしても円山動物園で取組むべきこととしては議論が必ず必要になってくると思えますし、それを円山以外の動物園に求めるべき内容としてはどういうものになるかという視点でご議論いただきたいと思います。いただいた意見から条例に落とし込む部分と条例の解説書の方で具体的な事例を示す中で説明をしていくものもあれば、基準、指導勧告という仕組みを入れたときのガイドラインに反映されるものといろいろと分けて考えていくことになると思うのですが、みなさんにおかれましては、どこに入るかは別としまして、求めるべきことはどういうことになるのかという視点で見ただけであればと思います。前回ご議論いただきました動物福祉の禁止事項のなかで、(1)から(6)までであったのですが、この中の(4)動物の生態を損なう動物の擬人化を行うこと、(6)の動物福祉を過度に低下する触れ合いを行うこと、この2点について特にご議論いただきまして、1点目については、順序逆にしますけれども、野生動物とのふれあいについては動物福祉を過度に低下するものだけでなくすべて禁止すべきではないかという話がありました。それについて資料5のほうで整理した内容を見ていただきたいと思います。画面の方も映し出しますので、そちらでもよいのでご覧ください。野生動物とのふれあいを禁止すべきだという趣旨は、野生動物との健全な距離感を理解させ、付き合い方を勘違いさせないためにすべて禁止すべきではないかという話でした。その理由というのは野生動物の関わり方を誤って伝えてしまうからということで、そういうことは、ゆくゆくは野外で自立して生きている動物に直接接触してしまうとか、野生動物を安易に飼えると思ってしまう、その結果飼育しきれなくなって野外へ放してしまうとか、無残にも殺してしまうとかいろんな問題が起きてしまうということが考えられます。他にも人とか動物との感染症の問題にもつながることもあれば、人の生活圏への影響を及ぼすこともある。さきほどの野外に放したりしたことは、生態系を乱し野生動物の保全自体を損なうことにつながってしまうことなので、やはり動物園ではすべきではないのではないかという話でした。次の擬人化の方でも同じような理由が挙げられております。擬人化のほうは、生態を損なうという形容詞をつけると表現が弱

いのではないか。擬人化はすべて禁止すべきというご意見については、観客や市民に誤解を招かないことが大切なので、「展示において擬人化は禁止」とすれば、調査研究の面で使っても問題はなくなるのではないか。というご意見がございました。これらの理由の背景としては、さきほどの野生動物とのふれあいとも共通しているのですが、野生動物というものの本来の生態を誤認してしまうということや関わり方を誤って伝えてしまう点もございまして、ここに表示しているとおり「野生動物自体の尊厳を考えた行動をすべき」という点に立ち返れば、擬人化というものはすべて禁止すべきだという理由となっております。それらの理由からすべてを禁止するとしても、整理の方向性としては動物福祉の向上とは別の「展示や教育における留意事項」といった項目にまとめてはどうかと考えて整理しております。その中には「動物の尊厳に配慮すること」や「動物本来の生態を正しく伝えること」という要素を入れて整理をしてはどうかと思っております。以上となります。

○金子議長 はい、ありがとうございます。今、事務局から説明いただきました整理の方向性ですね、動物福祉の向上とは別の項目に、動物の尊厳に配慮すること、動物本来の生態を正しく伝えることですが、これに対してご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも構いませんので、ご意見よろしく願います。おおむねこれでよろしいでしょうか。

○遠井委員 まず、野生動物についてふれあいをやめるかどうかという点ですけれども、前回佐渡友先生や村田先生がご指摘されましたように外部資金によって財政基盤を盤石なものにするといった方針をとるのであれば、十分に訓練された専門スタッフの指導のもとに動物と観客とのインタラクションといことはある程度認める余地もあるのではないかとご意見もあって、WAZAのインタラクションにもそれは例示がありますし、海外の著名な動物園でも人気のプログラムとして人を集めていることを考えると、私自身は野生生物の専門家ではないので、それが望ましいかっていうとよくないのだろうなと思いつつも、完全排除するということではよいのかな？とちょっと思いました。法律上も動物園の動物との接触は禁止されていないので、それよりもより厳しく、上乘せでやろうというのが趣旨だと思うのですが、同時に広くファンディングするという方針もとるのであれば、そのあたりの考え方としては、多少はありえるのではないかな、というのが一つ目です。もう一点の擬人化につきましては、これは前回、擬人化は全く認められないかという話がありましたが、私の発言の趣旨も、佐渡友先生がおっしゃっていたところも、絶対的基準か相対的基準かという話ではなくて、メタレベルの話と理解しています。その上で、これはどのように運用していくのか、というご質問なのですが、「擬人化は認めない」という禁止条項が想定している典型例はどういうもののでしょうか。例えば、かばんを背負って歩かせるとか、洋服を着せているのは論外ですとか、タンバリンを打たせるとか、ボクシングさせるという演芸は禁止するという趣旨でいいのでしょうか。2点目はですね、例外として許容される、デ・ミニミス(de minimis)というか、非常に些細な事例については許容される場合もあると考えるのか、一切の例外を許さない、ゼロ・トランス(Zero Tolerance)と考えるのか、どちらでしょうか、ということです。例えば後者であれば、「赤ちゃんが

生まれたばかりです、静かにしてね」と看板で動物が注意喚起を行うのも、動物のイラストも使わないとか、「お母さんは大忙しです」という説明もしないとか、そういうことまで求められるのか、どうなのでしょう。これはご質問です。以上です。

○金子議長 はい、ありがとうございます。どうですか、これは。

○小菅委員 今回の質問でお答えしますが、擬人化をどうするのかという話ですけれども、擬人化というものをやることによって、僕たちヒトと動物とが同じような感情を持って、それに対して同じようなリアクションをして、同じように振舞っているんだというふうに考えてほしくないというのが起点にあります。ですから、例えば、先ほど言っていたこんなのはだめですかというのは、一見良さそうに見えるんですよ。例えばオランウータンのお母さんが、子どもがいるので静かにしてくださいというふうに書く、これはやるべきではないと僕は思っています。書くのは飼育係が自分の顔を出して書く、飼育係が今子育て中なので、とにかく刺激を与えないようにしたいので、みなさんお静かにしてくださいというのは動物側にいる飼育係が自分のコメントとして出すべきだと思うんですよ。お母さんにそれを代わってもらうということは僕は飼育係としてはやっちゃいけないと思っています。それと、もう一つはふれあいのことですが、お金の話を佐渡友さんもやりました。たしかにこれ、いろんな動物園で人気イベントになって、とにかく有料でもいいんだってやってしまうところがあるんだけど、これはそもそもが僕は違ってると思うんですよ。動物園というところは、ありのままの自然の動物の姿、それから様子を見てもらうところなので、もちろんそういうと「何、動物園という異常環境下の中で異常行動だ」という人はたくさんいるんですけど、でも、その中でもヒトと、あのインタラクションってあれを「ふれあい」って訳した日動水協もどうかしているなと思っているんですけど、あれは相互作用ですよ。だからそれによって飼育されている野生動物の受ける側の精神的なことだとか、そういうことが全く配慮されていないと思うんですよ。だからそれについては、そういうことをしない。例えばね、餌はやっていいんじゃないかっていう人もいるんですよ。でも餌をやって、その行為自体が、動物が餌とお客さんと関連付けて、これ野生動物も一緒ですよ。餌とお客さんを関連付けて見るようになると、袋に手を入れてだけでなんかくれそうだと思うって近づいてくる、こういう精神状態に動物を置いているのかということです。だから僕は、すべてを禁止するという方向で行くべきだと思うんです。ただね、ここで実はこの前現場の係長さんとも話す機会があつてね、いろんな議論をしたんだけど、そのときに完全に禁止してしまえばふれあうことによってしか伝えられないことができなくなる、これはやっちゃいけないので、完璧に規定してしまうのはだめじゃないかという意見がありました。で、僕も擬人化いろいろ考えたときにですね、例えば動物に対する誤解ってありますよね。例えばヘビ嫌いの人がきっとヘビはぬるぬるしているんじゃないかと、結構そういう人いるんですよ、そういう人には飼育係がとにかく安定した状態で、ヘビをつるすなんてことはとんでもない話ですからね。自分の腕に乗っけて安定した状態でいるところをそっと背中を触ってもらうということによってヘビの誤解を解くということが可能だと。それはまさに動物園にしかできないことなのかなと

私もいろいろ考える中で出てきましたので、これについては原則禁止なんだけれども、代替できない、そのことによってしか伝えることができない教育的な効果のある場合にはそこを認めるとか、そういうような書きぶりでもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。それとか皆さんで議論していただきたいなと思います。だから基本は全面禁止にして、ただしこういう教育効果がある場合については、個人の考えではなくて組織で考えてそれならいいだろうとしてやっていくという方法はあるのかなと考えておりました。遠井委員、今のでよろしいでしょうか。

○遠井委員 はい、ありがとうございます。まず、1点目についてはよくわかりました。2点目につきましても、原則禁止で例外的にこれこれこういう事情の場合は、というふうな書き方にすればどうかというご意見は私も良いかと思いました。これって3章でしたっけ？今の規定をいれるのは。それであつたら、委員会とか規程をつくる想定があつたと思いますので、どこそこの決定に従って、ということを入れてもよいのかなと思いました。けど、2章でしたっけ？どちらでしたでしょうか。いずれにしても原則的な考え方はわかりましたし、賛成いたします。ほかの方のご意見をどうぞ。

○金子議長 今、佐藤委員から手が挙がっているんですけど、ちょっと水族館のほうのお話もお伺いできればと思いますので、伊勢委員からまずお話しただけですか。

○伊勢委員 はい、遠井委員がおっしゃったことは私も考えていました。例えば、ガイドをするときに幼稚園が対象であれば「お母さんが赤ちゃんを産んだんだよ」という話ってしちゃうんですよ。ですから、全禁止というのは時と場合によっては伝わりにくくなるので、擬人化のところは、円山動物園はこうするよというガイドラインを設けたらいいんじゃないかなと思うんですよ。これは2章ですよ、動物福祉の向上のところ「生態を損なうような動物の擬人化は行わない」というふうに謳いましょうかと、禁止しましょうという話だったと思いますが、第2章は水族館側にとってはふれあいってというのは、タッチプールであるわけですよ。野生種動物で私のところもやってまして、耳の痛い話なんです。ただ、生き物もそうなんですけど、水の中で手を入れてもらって、「こんなに冷たい中で生活している生き物がいるんだ」っていう、生き物に届かなくても水を感じてもらうだけでも十分生き物不思議さっていうものは伝わるので、これまで無しですよ禁止しますよというのはいかがかなと思いますので、第2章の文言的にはすごくボヤっとしているんですけど、禁止するという言葉でなくて円山動物園はこういうガイドライン作ったよと、こういうことで原則的に禁止をして、時と場合によってはこういうふうにするよって決めれば2段階で収まるんじゃないかなと思いました。

○金子議長 ありがとうございます。小菅さんはいかがでしょう。

○小菅委員 どこまでその福祉のことを考えたらね、人と触られることによって相手側はどうかそういうことは僕らは考えなければならないと思うんですよ。例えば鳥類哺乳類とか爬虫類とかわかりやすいところはそうなんだけれども、じゃあ、それをどんどん無脊椎動物までも下げていくことはなかなか難しいというのがたぶん伊勢委員のお話だったと僕は思うんだけど、それにしてもね、例えばナマコだったね、海の底でじっとだれに

も邪魔されることなく生きていきたいと思っているんじゃないかと思うんです。それを水族館で飼うこと自体彼らの意思を妨げているということになるけど、その議論をしていくと動物園水族館は成り立たないので、そこの中でもそういう気持ちで暮らしてほしい。ふれあいだからといって水槽からタッチプールに持ってこられて、そこで子どもたちが下手したら握ってしまうというようなそういう環境に置いておいていいのかということなんですけども。そのところはどうなんですかね。

○伊勢委員 まだ、うちでも運用のガイドラインというのが明確に作られていないので、どういう個体のルーチンで触ってもらう場にいるのか、バックヤードにいるのか、それとも海に戻ってもらうのかという線引きというのはできていないのでなんとも言えないんですけど、水だけ触ってもらうということだけでも生き物だけじゃなくても十分伝わる場合があるんですけど、やっぱりさきほど円山の方で触って初めて感じるものもある触感という中の一つであるということも、非常に感じるうえでは必要なことだと思いますので、それをどんな形でどういうルールでやっていくのかというほうをつくっていくことが大事ではないかとは思いますが。根本的に野生下の動物を人間側に連れてきてしまって狭い中でしかも触られるっていうのは非常にすべて負のストレスというふうに考えるのは当然だと思うのですが、それじゃないと伝えられないものは中にはあるんだということも平行線じゃなくてどっかに解決策はあるんじゃないかなという思いでタッチプールは続けているんですけども。いつか、近いうちにもしかならなくなることも想定しながらどういう生き物をどういう状況を触るっていうことで感じてもらうのか日々検討していかなければならないかなと思っています。

○小菅委員 そういうことだと僕も思うんですよね。だから、そこで間に立つ人がいますよね。動物とお客さんとの間に立つ人。それは飼育係なので、飼育係が触られるほうの動物のことをしっかりと理解して、彼らはこういうことなんだからねと、ちゃんと触る側にも伝える必要があると思うんですよね。そういうようなやり方で可能な限り彼らに負担を与えないようなやり方で、触ることでしか伝えられないことを伝えていく。というのが、さきほどヘビのところでも言った、そういうことなんですけれど。もうひとつあるのは、動物園水族館の中で繁殖した個体でやりましょうということなんです。累代繁殖している個体の中で、次の世代にDNAを伝える役目を負わない個体っているじゃないですか。要するに繁殖たくさんしちゃったんで、この系統は2頭もしくは2羽いればいい、他はちょっと余っちゃった。それを徹底的に馴致して、繁殖個体だからね、少しでもストレスに鈍感になるような飼育体制をとって、それをもってふれあい活動に行くということ、そういう努力を飼育係はできると思うんだけど、そういうふうにやれば少しずつでも動物福祉に関しては配慮していくようになっていくのではないんですかね。

○金子議長 伊勢委員、いかがでしょうか。

○伊勢委員 はい、やはり動物側の立場にたった運用の規定っていうか、それを一つ一つ明確に持っているかどうか、そこまで行く前にこういう措置をとってますよというものが歩かないかっていうのはすごくおっきいかなと思うので、その中でこうやってますよとい

えれば全部なくしますよってことでもないかなと思います。やっぱり円山動物園はこうしますよというのがある、それに合わせて飼育員のみなさんの教育があって、インタープリターとしての役割が向上していくってところかなと思います。うちもそれを目指したいです。

○金子議長 ありがとうございます。

○黒鳥委員 黒鳥ですが、よろしいですか。私も類人猿関係のヒトに近い動物をずっとやってまして、やはり常にすぐに伝わってヒトと同じようなんで類人猿に関してはかなり厳しくやらないとだめだと思うんですね。それで一つ問題になってくるのが、人工哺育個体なんですけども、その個体を、まあ、他の個体でもそうなんですけど、どういうふうに扱うのかということで、私はできるだけ群れとか仲間のところへ戻すというのが基本なんですけど、それにあふれたのを使うかどうかということなんですけども、それを使うことによって、逆に戻れるに戻れないように育った個体をですね、今まで私もそういったお客さんにいろんなことをやってたんですけども、それはもう誤解を招くので人工個体のことも考えなくてはだめだなというのを感じました。今、小菅委員が離されたあふれた個体というものもあるんですけども、難しいんですけども特に野生動物のは、人の前ではというのは飼育の方に関わってくるので、飼育の教育というのも非常に重要だと思います。教育関係やっていたときに感じたのはお客は野生動物を使わなくても例えば心音を聞かせてあげるとかやっていたのですが、そういうのは家畜に代えるとかいろいろやったことがあります。葛西臨海水族園にいた頃はですね、今伊勢委員が言われたように、タッチプールのところでナマコなどを担当していたのですが、その時はたくさん集めて5分でどンドンどンドン交代してやっていたこともありまして。ということで、私は擬人化というのは100%だめだというふうに考えていたんですけども、いろいろと教育的なことを考えると、その場に依じて飼育の立場とか一部やってもいいというか、まったく100%だめだということとはちょっと疑問かなと考えだしております。以上です。

○小菅委員 黒鳥委員、僕の考えは、今は水族館で無脊椎動物に関してはこれでいいと思っているんですけど、脊椎動物でインプリンティングが行われるようなものについては、人工哺育自体はしないという考えなんです。特にチンパンジーなど類人猿、霊長類に関しては人工哺育をすることによって、命を助けたことにはならないから。僕は脊椎動物と無脊椎動物は、それいうとまた議論になるのわかるんだけど、そのところで必要なものについては、少なくとも繁殖個体を使う、だけど、インプリンティングが行われちゃうような動物については、人工でやるっていうことはやらない。例えばね、鳥なんかで飼育下個体群がしっかりできていて、性別判定もちゃんとできていて、それについて例えばデモンストレーションのために人工個体を使うんだったら最初っからそれは例外規定のなかできちんと説明をして、それは最初から目的をこのために人工で孵化するんだということを認めてもらって、それから発生したひなについては、人に慣れさせて、というのも採精するのをそうやってやらなかったら精液取れないからね、そういう目的が明確なものについては最初から人工で回していくのはありかなと思ってるんですけどね。

○黒鳥委員 はい、私も確かにそのように思います。人工哺育は最終的な手段で、できてしまったものに関しては、極端な話それを処分してもいいというところもありますけれど、生きているものはやはり飼育係としてもその場で殺すということもできないわけですし、非常に立場上人工で預かって飼育係が育ててるということが起きてしまうわけなんですけども。

○小菅委員 そのこのところは考え方なんでしょうね、園のね。

○黒鳥委員 はい。

○金子議長 あと、佐藤委員と異委員に聞きたいですが、佐藤委員いかがですか。

○佐藤委員 確認ですが、ここでいうふれあいというのは、直接触れるということだけですね。こないだいただいたWAZAの資料によれば、直接だけでなく間接的な関係についてもふれあいと言っていますよね。今言っているのは直接ふれることだけだということですね。

○小菅委員 佐藤委員、WAZAが言っているのは、ふれあいと訳しているのは、僕は間違いだと思っているんですよ。ふれあいっていうのはあくまで触れるというコンタクトですから直接触れることだと思うんです。僕は。そうじゃないのかな。

○事務局（加藤円山動物園長） 餌やりも入るんですよね。

○小菅委員 餌も、直接渡すからそれも入る。心のふれあいってよく言うじゃない。僕はふれあいっていうのはないんじゃないかなと思うんですけど。WAZAが言っているのは全然違うよ。双方交流と言っている。

○佐藤委員 ここでは直接ふれること、何か物を介してふれるということですね。ただ、このあたりはどこかでちょっと触れておいた方がよいのかなと。じゃないとそれこそ入園から退園までみんなふれあいではよってという話になりかねないところがあるので、そこだけですね、直接あるいは物を介して接触をしないということですね。

○小菅委員僕はそう思っているんですけど、字のとおりふれあいですから。

○金子議長 異委員はいかがでしょう。

○異委員 タッチプールの説明はよくわかったんですけど、私も水族館に行くと必ずタッチプールには行くので、手を突っ込むので。今私は保育にも携わっているんですけども、保育の中では、虫、ダンゴ虫を捕まえてきて、こどもに触らせるんですよね。触ることで、虫動いていますので、そこでやっぱり自分以外の生命が、生きてるっていうことをこどもたちがわかるんですね。それをする前は、やっぱり虫が苦手な子もいるので、蟻を踏みつぶしたりとか平気でするんですけど、そういう生きてるということがわかってくるとそういうことをしなくなってくるので、「生（せい）」を感じるっていうか、生の大切さを伝えるためにはあったほうがいいのではないかなというふうに思います。尊厳に配慮するか正しく伝えるという意見があれば、そこに留意しながらということであれば、全面禁止にしないでほしいなという気持ちです。

○金子議長 はい、ありがとうございます。今、異委員からも全面禁止にしないでという話もありましたが、そこら辺についてはいかがでしょう。ご意見のある方はいらっしや

らないですか。

○小菅委員 今、園長からもあったんだけど、僕言っているのは野生動物とのふれあいなので、家畜ペットは関係ないです。家畜ペットをつかって、黒鳥委員もいっていたけど心音とか体温とか生き物独特の触感だとかそういうものが、十分伝えることができるので、それは大きな動物園の機能として残すべきだと思うんだけど、野生動物はやっぱり、家畜と人との関係って、人の社会の中に家畜は組み込まれちゃっているんですよね。これはそれお前間違いだと言われることを覚悟して言いますけれど、これは人の社会に入ることを実は家畜種というのは認めた種じゃないかと思っているんですよ。認めた種でなければどんなことやっても家畜化できないんです。有名な話でシマウマというのがいますよね。シマウマを家畜化したらいんじゃないかといってヨーロッパではものすごく長い時間かけてシマウマの調教やってきたんだけど、最終的にはできなかった。でも馬は出来ててでしょ。だから、馬はたぶん、家畜化されることを種として容認した生き物なのではないかなと僕は思っているんで、家畜として人間社会の中に入ってしまった生き物については、ある程度人のこともそれほど危機意識ないし、もちろんある程度訓練が必要ですけど、そういうことになっているんじゃないかと信じて、家畜とペットは別で、野生動物はその尊厳を守るためにふれあい活動には使わない、参加させない方がいいんじゃないかなという、そういう趣旨です。

○金子議長 異委員、いかがでしょうか。

○異委員 水族館のタッチプールはどうなるんですか。家畜じゃないですよ。

○伊勢委員 水族館で該当する家畜って、人との歴史が長い中で人よりの生き物になってしまったというのは金魚とか錦鯉ぐらいですよ。ただ、彼らをふれあい動物として触ってもらうかというそれはできないですよ。魚の方がまいてしまうからできない。外側が割と固いもので覆われている外骨格性の蟹とヒトデとかウニとかは人間が外側から触ってもそれほど大きなダメージが起きにくいので、そういう種を選んでもということなんですが、厳密に言えば、ウニもヒトデも野生種ですから、家畜ペットではないので、水族館については家畜ペットでふれあいをやっていきましょうね、となると非常に種を選びにくいし、できないだろうなと思います。

○小菅委員 そしたら伊勢委員、食用で生きものとして養殖されている魚とかがいるじゃないですか。食用として。あれば基本的に家畜化されていないですか。

○伊勢委員 家畜化されていますよね。何代も累代飼育してね、生産しているということなんで、家畜化されていますよね。現実には人間の手で魚に触るのは、それはできないんですが、そういう部類ですよ。観賞用として。

○小菅委員 例えば、蟹とかシャコとか養殖しているんじゃないの。

○伊勢委員 いや、していません。できません。

○小菅委員 養殖してれば家畜のたぐいだからいいんだと思うんだけどね。さきほどいった少なくとも繁殖個体を使いましょうというのはそれへの逃げなんだよね。

○伊勢委員 養殖ができているというのは、ブラックタイガーなどの東南アジアでエビく

らいしかいないんじゃないかなと思うんです。あとは野からとってきて水揚げするという  
ことなんで。

○小菅委員 車エビは養殖じゃなかった。

○伊勢委員 そうですね。車エビとかバナメイエビとかですね。でも、日本ではやってい  
ないですね。

○小菅委員 車エビ、九州かどっかで養殖しているのみたぞ。

○伊勢委員 ごく一部ですね。

○小菅委員 そういふのだったら使えるかなと思う。

○伊勢委員 それはありえるかもしれないですね。答えになっていない感じですけども。

○金子議長 そこら辺も微妙なところ、当然グレーなところも出てきますよね。

○小菅委員 基本は、原則は禁止にして、教育的な効果が野生動物のふれあいでしか得ら  
れない、そして非常に教育的効果が高いというものについては、どっかで除いていくとい  
うようなやり方でやれば、ダンゴ虫も触らせてやるというのもできるようになるかもしれ  
ないですよ。やっぱり教育的な効果を考えてやっていくということが、そこを除くとい  
うのが方便としてはいいのかなと思っちゃったりするんですけどね。いかがでしょう。

○金子議長 みなさんいかがでしょうか。基本的には事務局案で最初に説明していただい  
たとおり、動物の尊厳に配慮するとか、動物本来の生態を伝えるということを書いていた  
でなくて、それとは別に、野生動物のふれあいを禁止するということにして、動物福祉とい  
うことだけでなくて、それとは別に、野生動物のふれあいは原則、やっぱり禁止することとして書いて  
いって、伊勢委員や小菅委員から少し話がありましたけど微妙なところも確かにあるので、それについては別途検討すると、方針としては禁止するというのでそれは共通理解  
ということでもみなさんよろしいでしょうか。

○佐藤委員 原則禁止に賛成です。

○小菅委員 こういふところに禁止という言葉はいいんでしょうか。

○諸坂委員 禁止でいいと思います。どういふときにそれが例外的に許されるかといふこ  
とを列挙するんですけども、そういったところは別に定める基準に従ってといふことで、  
施行規則やガイドラインのところで書いていって、基本的に首長が定める規則に従って、  
原則禁止といふことでいいと思うんですね。これを条例に書いてしまうと、もし何か今後  
問題が発生したときに条例改正しないといけないといふ、またすごい手間になってしまう  
ので、こいふふうな具体的な○○は許されるけど、○○は許されないといふ部分はガイ  
ドラインに書いておいた方が、所轄官庁、行政の方でいくらでも具体的な中身は適正な加  
筆修正を加えられるので、条例には書かないで、その下の下部規範、ガイドラインに書い  
ておいた方が得策だと思います。基本的に伊勢委員、小菅委員、黒鳥委員の意見に大賛成  
です。

○金子議長 ありがとうございます。盛り込むところはガイドラインに記載するといふ  
ことでよいですか。

○諸坂委員 制度設計する側としては、説明責任をきちっと果たせるかといふことがあり

ます。例えば、種の保存という一つの柱を立てていて、種の保存とか動物福祉とかに矛盾抵触するようなふれあいというのは説明責任がたたない、矛盾してしまうので、そこは矛盾しないような形でふれあいをするのはこういう動物に限るとか家畜に限るとか、きめ細かくガイドラインの方で書き込めばいいかなと思います。

○金子議長 ありがとうございます。みなさんご異論なければそのような方向でと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同賛同する声)

○金子議長 あともう一つ、用語といいますか、擬人化という問題があるんですが、これについても、動物福祉の項目とは別に整理する方向で考えたいということなんですが、擬人化について何かご意見、コメントございますか。

○事務局（森山調整担当係長）今のふれあいも含めてですが、条例の表現のなかで「ふれあい」とか「擬人化」という言葉を使うと、さきほど各委員からも「あれは？」「これは？」と色々特定できない状況になりますので、そういった意味で動物の尊厳に配慮していないことはしないとか、生態を正しく伝えられないことはしないとか、そういう方向で書いておきながら、解説の中で具体事例として動物の擬人化、人間が使う帽子をかぶせたとか服を着せたような擬人化はしないとか、そのような形でどうかなと思っているところですが、その点についてみなさんの意見を確認したいのと、動物福祉の向上という観点では、5つの自由の考え方の中では、苦痛を与えてないとか、不安を与えてないとか、ストレスを与えてないとかというのは、擬人化であろうがふれあいだろうが、何をする際にも当然に必要な観点なので、動物福祉の向上の中にはそういった要素を書くべきではないかと整理していたところですが、それに関してご意見をいただければと思います。

○金子議長 みなさん、いかがでしょうか。

○遠井委員 すみません、今のご説明にちょっと質問なのですが、5つの自由を書くべきだというのは、条例の本文中にそれに該当するものを明文で入れていくという趣旨でしょうか。

○事務局（森山調整担当係長）動物福祉の向上の項目では、すでに一つ目の項目で「動物園等は、飼育する動物の生活の質を確保するために、以下の整えた飼育管理を行う」ということにして、（1）で「動物種ごとの身体的心理的社会的要件に適した飼育環境を整える」という、これがすべてを物語っているものとして表現していたところですが、これに従えば、今の動物福祉を低下させるような行動というのはやらないということを示していると考えているところなんですが、その解説の中で具体的なこれはだめ、あれはだめということ表現してはどうかなと整理しているところです。

○遠井委員 そうすると、今のところは、原則禁止だけれども非常に限定的な例外については認めてはいいのではないかというみなさんがおっしゃっていたような話は、尊厳を損なわないような漠然とした言い方では表には出てこないことになるので、例示とかガイドラインに落としていくということになるのでしょうか。

○小菅委員 そういうことだと思います。

○事務局（森山調整担当係長） そのように考えているのですが、委員の皆さんのご意見として、条文に明文化しなければならないと考えているのか、そういうことが説明していけばいいと考えるのか、いずれかをお伺いしたいと思います。

○金子議長 今、事務局からありましたように条文にはっきり書くのか、ガイドラインの中で書くのかについては。

○諸坂委員 ガイドラインの方がいいですね。先ほどいいましたが、あとで時代の変化で更新していけるので、今、我々が想定していないようなことが将来的に起きる可能性があるので、リスクマネジメントの観点からはガイドラインに書いておいた方が安全かなと思います。例えば、擬人化じゃないけど、ネコ耳つけるとか。ネコ耳つけるから擬人化じゃないでしょとか、ペンギンにゾウの鼻をつけたりとかは擬人化じゃないでしょ、と屁理屈ですけど、そういうのももしかしたら今後出てきて、これでは条例で擬人化ではないけど問題だねというのが将来的に出てきたときに、ガイドラインで随時更新できたほうがいいかなということです。5つの自由とか理念的な部分は条例に書いていいと思いますけど、理念の具体化の部分は、数値基準も含めてガイドラインに落とし込んだ方がいいかなと思います。

○金子議長 ありがとうございます。今のところはみなさんだいたい共通の認識ということでもいいですか。

（「賛成です」との同意あり）

○金子議長 それでは、時間が過ぎていきますのでまとめていきたいと思いますが、前段のところはかなり議論がありましたので、こちらの方は事務局の方で預かって議論の論点を整理して、方向性を案として事務局の方から提案をしてもらうかたちで次回また議論をしたいと思います。それ以外のところはだいたいみなさん共通認識ができたかなと思いますので、いずれにしましてもこちらの方は議事録をつくってみなさんの方にお送りしたいと思います。そろそろ最後ですので、ここでご意見、何かお話がある方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○遠井委員 ひとつ確認なのですが、輸送のところは、今日は対象外ということでしょうか。円山動物園の章は付け加えたいところがあるのですが、今日はそこは扱っていないということでもいいですか。

○金子議長 いえ、ぜひお話ししてください。

○遠井委員 検討してくださいというだけですが、移送と書いているんですが、英語でトランスファーですが、法律の条文とかも輸送なので、まず言葉を輸送に変えた方がいいかなというのが1点目です。それから、例えば法律のコメンタールだとIATA（エアタ、国際航空運送協会、International Air Transport Association）のライブ・アニマルズ・レギュレーションズ（live Animals Regulations）だけ例示されていたんですけども、これは航空輸送の場合だけであって、たとえば船舶輸送の場合は、CITES（サイテス、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、通称：ワシントン条約）で別途指針がありますので、IATAだけでなく、その点も含めて、国際的に認められたとか、確立された

基準に従って、適正な輸送を確保するというふうに入れていただいた方がよいのかなと思いました。3点目としましては、これもコメントレベルでいいと思うんですが、こうした指針に従った輸送を確保するという目的の一つとしては、動物福祉の基準を遵守させることと併せて、今ご承知のとおり密猟違法取引というのが世界的な大きな問題となっているので、こうした基準に従って合法的な取引をしているという確認を取らせるということは、違法取引を排除するという趣旨も入るので、その点もぜひ言及していただきたいなと思いました。

○金子議長 はい、ありがとうございます。遠井委員のご意見については、事務局で預からせていただいて、検討させていただきます。そのほかご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。これで議事を終わらせていただきます。それでは事務局の方へお返しいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長）はい、みなさま本日もありがとうございます。お疲れ様でした。次回は8月7日9時半からの予定となっております。議題としましては、議長からお話があったように今日確認いたしました条例の構成について、事務局の方で取りまとめ内容を確認いただくことがメインの議題になってくると思いますが、こちらのほうにつきましては、また改めて近くになりましたらご案内をしたいと思います。また、本日の議事録の確認についても後日連絡をしたいと思いますので、修正の有無等についてご返信をいただければと思います。それでは、これを持ちまして本日の会議を終了いたしますので、随時teamsから退室していただければと思います。ありがとうございます。

（「ありがとうございます」「お疲れさまでした」との声あり）

以上